

## 第4回古平町議会定例会 第1号

令和6年12月11日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに教育行政報告
- 5 議案第35号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第36号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第37号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第38号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第39号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第40号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 12 議案第42号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第43号 古平町道の駅設置及び管理に関する条例案
- 14 議案第44号 道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場の指定管理者の指定について
- 15 議案第45号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 16 議案第46号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について
- 17 議案第47号 北後志衛生施設組合規約の一部を変更する規約について
- 18 報告第5号 専決処分（第5号）の報告について  
〔工事請負契約の変更について〕
- 19 陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書  
（総務文教委員長報告）
- 20 陳情第12号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- 21 一般質問

### ○追加議事日程

- 1 意見案第8号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書

○議事日程

- 2 2 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(総務文教常任委員会)
- 2 3 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
(産業建設常任委員会)
- 2 4 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(広報編集常任委員会)
- 2 5 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)
- 2 6 委員会の閉会中の継続審査申出書  
(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)

○出席議員 (10名)

議長 10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君
6番	梅 野 史 朗 君	7番	堀 澤 理 恵 君
8番	山 口 明 生 君	9番	佐 藤 未 知 時 君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
企 画 課 長	人 見 完 至 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	本 間 克 昭 君
産 業 課 観 光 室 長	岩 戸 真 二 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	関 口 央 昌 君
教 育 次 長	小 原 和 之 君
町立診療所事務長	細 川 武 彦 君

幼児センター所長	三	浦	卓	也	君
総務係長	松	浦	亮	介	君
財政係長	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事務局長	白	岩		豊	君
議事係長兼総務係長	瀬	野	尾	裕	人

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和6年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番、山口議員、9番、佐藤議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る12月6日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る12月6日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月11日から12月12日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

次に、総務文教常任委員会から同委員会に付託されておりました陳情第10号につきましては採択すべきとの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

なお、本定例会に1件上がっております陳情第12号につきましては、所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質疑回数は1件につき3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、

よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月11日から12月12日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12月11日から12月12日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和6年度10月分例月出納検査結果、令和6年第2回後志広域連合議会定例会議決結果、令和5年度年古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告並びに教育行政報告

○議長（堀 清君） 日程第4、行政報告並びに教育行政報告を行います。

最初に、行政報告について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 第3回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要などにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、令和7年度当初予算の編成についてでございますけれども、現在、令和7年度の予算編成を始めたところでありますが、私の任期が5月までであることから、新年度の当初予算は新規施策等の政策的経費は極力計上せず、これまでの継続事業と人件費や公債費等の経常的経費による「骨格予算」といたします。ただし、新規の施策等であっても「年度当初から実施しなければ町民生活に支障が出る事業」や「国・道などと連携した年度初めからの事業」等については、当初から計上いたします。令和5年度決算における本町の財政状況は、財政健全化法による「実質赤字比率」などの指標が国の定める早期健全化基準を下回っており、概ね健全な状況でありました。しかし今後は、単年度収支がマイナスであったことや、人口減少により税収増が見込めないこと、各公共施設の老朽化による多額の設備改修が予定されていることなどから、一般財源の不足がさらに拡大し、財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。予算編成にあたっては、引き続き健全な財政維持を念頭に進めてまいります。なお、政策的経費については、町長選後に「肉付け予算」として、追加の補正予算措置を講じることとなります。

次に、「道の駅ふるびら」と「ふるびら150年広場」についてでございます。「道の駅ふるびら」

のハード面での整備状況は、現在、現場工事までを終え、完成検査を待つだけの段階となっております。今後は、施設の機能性を向上させるための什器等の整備を指定管理候補者である(株)T A I S H I と進めてまいります。また、来春の開業に向けてのソフト面につきましては、同社が従業員の募集、新商品の開発及び提供するフードメニュー等の選定を進めております。従業員は施設を統括する駅長が決まり、新商品は製品の材料について町内水産加工業者等と仕入れ方法などについて協議を行うとともに、パッケージを含めた試作品の開発を繰り返し行っていると報告を受けております。出来上がり次第、札幌市等でテストマーケティングを行う予定であるとも聞いております。引き続き、同社と連携しながらスムーズな開業が迎えられるよう諸準備を進めて参ります。一方、「ふるびら150年広場」につきましては、去る11月6日に遊具広場のみをプレオープンいたしました。暖かい日には、家族連れや大勢の子どもが元気に大型遊具で遊んでいる姿を目にしたところでもあります。プレオープンは11月30日で終了しましたが、来年度からは道の駅との一体的な利活用が進むよう更なる情報発信等に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊員の年間活動報告会についてでございます。本町の地域おこし協力隊員は、今年度、新たに3人を採用したことから計4人となっております。各隊員の活動内容については、毎月の町広報紙で周知しておりますが、文章と写真だけでは伝わりにくいこともあるため、より理解してもらえるよう、来年2月に初の「地域おこし協力隊員による年間活動報告会」を開催することといたしました。報告会では、隊員と参加者が直接意見交換をする場を設けるなど、創意工夫を凝らしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてでございます。医療機関などで受診する際に提示する各健康保険証は、令和6年12月2日から新規発行が停止されることになりました。現在所有している保険証に有効期限が記載されている場合はその期限まで、記載されていない場合は最長で1年間使用することが可能であります。国民健康保険と後期高齢者医療保険については、既存の保険証に記載されている期限までの使用となり、それ以降は「マイナ保険証」、または、それぞれの広域連合から新たに交付される「資格確認書」を使用することとなります。マイナ保険証については、国の広報やマスコミ報道で広く周知はされておりますが、高齢者等には理解しづらい部分も多く、担当課への問い合わせが増えている状況であります。引き続き、不安や疑問のある町民には丁寧に説明を重ねてまいります。

次に、灯油等購入助成事業についてでございます。今年度の福祉灯油事業は、例年同様、65歳以上からなる住民税非課税世帯等を対象として、10月25日から受付を開始し、11月15日を1回目として順次支給を行っております。支給率は、12月6日現在67.7%であります。昨年度までは、商店振興会商品券もしくは灯油券で助成しておりましたが、今年度は現金1万円で支給しております。その理由は、町民からの要望が多いこと、商品券等では過去に10万円以上の未使用券が発生した経緯があったためであります。なお、次年度につきましては、利用者や町内灯油事業者等の意見を踏まえ、再度、制度設計をしたいと考えております。本事業の申請期限は令和7年1月10日であるため、申請忘れがないように周知徹底してまいります。

次に、幼児センター生活発表会についてでございます。幼児センターみらいの生活発表会が、去

る11月9日に同センターのホールで行われました。私は別用務で欠席いたしましたが、園児たちは保護者、来賓、地域の方々及び幼少連携事業の一環で見学に来ていた小学校の教員など100人もの前で、練習の成果を十分に発揮して歌や器楽、遊戯を披露していたと伺っております。また、発表の様子からは、緊張しながらも友達と協力して一つのことをやり遂げようとする姿勢や、のびのびと楽しく表現することが出来た達成感が観客に伝わってきたとも聞いております。普段の生活を通して、成長した園児一人一人の姿を見ていただく良い機会であったと思っております。

次に、新型コロナウイルス等の感染予防対策についてでございます。新型コロナウイルスのワクチン接種については、今年度から季節性インフルエンザと同様に定期接種になったところであります。10月7日から来年3月31日までの期間で実施し、対象者は65歳以上の方と60～64歳で基礎疾患を有する方。自己負担金は、第3回定例会でも報告したとおりインフルエンザは600円であります。新型コロナウイルスは近隣町村を勘案の上1,000円としております。ワクチン接種率は10月末現在、対象者1,186人のうち94人が接種し7.93%となっております。引き続き余市医師会の協力の下、北後志5町村が連携してスムーズな接種体制を確保出来るよう努めてまいります。また、11月27日に厚生労働省の検討会は、子宮頸がんワクチンを無料で接種できる「キャッチアップ接種」の期間を1年間延長する方針を示したところであります。本町としては、今後、未接種者への勧奨方法について再検討したいと考えております。

次に、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。11月中旬から盛んにインフルエンザ流行の報道がなされておりますが、本診療所の発熱外来は11月末現在、感染者数が2人と昨年同時期の33人に比べると感染が大きく抑えられております。しかし、今後感染が拡大する可能性もあるため、診療所と介護医療院の職員に対しては事業所負担によるインフルエンザと新型コロナウイルスのワクチン接種を勧奨しております。職員への感染症予防対策に万全を期し、町民が安心して受診できる体制維持に努めて参ります。一方、介護医療院は11月末現在、18人が入所し満床となっております。また、同院はこれまで恒常的に看護師が不足しておりましたが、人材紹介サービス等により10月から正職員とパートタイムの会計年度任用職員を1人ずつ採用することができました。正職員は日勤と夜勤を担い、パートタイム職員は月～木曜日までの、1日7.5時間の勤務に従事しております。これにより日勤帯に看護師を複数人配置することが可能となり、医学的管理が必要な入所者へのサービス向上に繋がっております。今後も、看護師及び介護職員等の適正配置に配慮し入所者が安定的に療養生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、ヒグマ出没時の対応についてでございます。新聞等で11月25日、北海道猟友会がヒグマの駆除を巡り、自治体や警察との連携が不十分な場合、出動を拒否するよう各支部に通知することを決めたと報道されました。本町ではこれを受け、同月29日に同会古平分区と協議を行い、これまでも連携が図られていたことから、今後も対応が可能である旨の回答を得たところであります。併せて、ハンターが安心して駆除できる体制の構築に努めることも申し合わせたところであります。

次に、水稻作況調査についてでございます。農業委員会が9月10日に実施した水稻作況調査では、今年の作況指数は飼料用米を除き97.6で「やや不良」でした。おおむね天候に恵まれ、全もみ数は平年並みに確保されておりましたが、収穫直前にシカが水田に侵入したことで倒伏が多数発

生したため、平年を下回る結果となりました。

次に、漁協事務所等建設に対する補助についてでございます。現在の東しゃこたん漁協の本所(事務所)は、昭和46年に建築され築53年が経過しております。老朽化により天井に亀裂が入るなど倒壊の恐れもあり極めて危険な状態であることから、漁協は改築を決定したところであります。漁業は本町の主産業であり地域経済の原動力であります。また、新たな施設の一部は災害時の指定緊急避難場所となることから、町としては建設費の一部に対して補助を行うこととしました。本事業は国庫補助金を活用し、その内示が令和7年2月頃になる見込みであるため、今定例会で予算計上させていただきます。後程、関連する経費につきまして補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。商工会が発行するプレミアム商品券への補助については、今年度2回実施しておりますが、どちらも物価高の影響を受ける町民生活の支援や疲弊する地域経済の振興策として行っております。第1弾、第2弾ともに3,000組に対して、それぞれのプレミアム率20%分と30%分に補助いたしました。6月に販売し既に完売している第1弾は、使用期限が12月31日までで、11月21日現在の換金率は88.8%と聞いております。10月31日に販売した第2弾は、予約分も含め即日完売。使用期限は3月21日までで、換金率は現在取りまとめ中であると報告を受けております。今後は、商工会と連携し、未使用や未換金が発生しないよう期限等の周知徹底を図ってまいります。

次に、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税は11月末現在、寄付件数が19,251件、寄付額が2億2,567万円で、昨年と比較すると2割程度の減となっております。この要因は、前年9月分が例年以上に突出していたためであると考えております。昨年10月からの制度改正を見越し多くの寄付者が9月中に駆け込み寄付を行ったため、平年ベースに戻った今年は現時点で減少していると分析しております。9月だけの同月比較では、寄付件数が対前年比25.9%、寄付額が同比27.9%と顕著に表れております。今月は繁忙期でありますので、引き続き魅力発信を任務とする地域おこし協力隊と連携し、SNSを活用した情報発信、各ポータルサイトのページの見直し及び新たな返礼品の追加等を行い、本町の特産品の知名度向上に努めてまいります。

次に、高等学校生徒遠距離通学費補助についてでございます。令和6年12月1日から中央バス積丹線の運賃が25%程度の値上げとなりました。長引く物価高で影響を受ける子育て世帯を支援するため、制度開始以来、初めて補助額の見直しを決定いたしました。内容としては、小樽市への通学者に対しては10,000円から12,500円へ、余市町は7,500円から9,500円と現在よりも25%増額するものです。適用は12月分以降の定期購入からです。これとは別に、国は現在、物価高対策を柱とした経済対策を予定しておりますので、これに注視し、地域の実情に応じた適切な対応を図ってまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事・委託業務の発注状況については資料2に、それぞれ取りまとめいたしましたので、後程ご高覧ください。

最後に本定例会に付議します案件は、補正予算案6件、条例制定案1件、条例改正案2件、指定管理者の指定3件、加入する一部事務組合の規約変更の協議1件、専決処分の報告1件であります。

これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。  
以上申し上げ、行政報告といたします。

○議長（堀 清君） 以上で行政報告を終わります。

次に、教育行政報告について、教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 令和6年第4回定例会の開会に当たり、前回定例会以降の諸般につきまして教育行政報告を申し上げます。

学校教育活動等についてです。9月28日中学校では学校最大の行事である古中祭が開催され、活気があふれる学校にしたいという生徒たちの思いを込めたテーマ「活気」のもと、学年ごとの演劇ステージや有志ステージ、吹奏楽演奏が披露されました。締めくくりの全校合唱は、とても心に響く歌声でした。また、10月19日には中学校吹奏楽部第49回定期演奏会が開かれ、演奏曲「マカーム・ダンス」「アフリカン・シンフォニー」「夏祭り」「負けないで」など、札幌地区大会4年連続銀賞の技量が披露されました。地区大会C編成の部出場52団体の中で、最少人数でありながら銀賞を受賞したことは、部員がたゆまず努力した結果であります。10月26日小学校では学習発表会が開催されました。学校行事の在り方を見直し、名称をこれまでの「学芸会」から「学習発表会」と改めて、日常の学習とのつながりを生かして学習の成果を観てもらおう機会としております。こちらはテーマ「力を合わせてーいっしょうけんめい、楽しく、えんそう・えんぎー」のもと、五つの学年で劇、一つの学年で器楽演奏を披露しております。また、来年4月小学校入学予定の児童9人を対象とした新就学児健康診断を11月14日、学校保健安全法に基づき実施いたしました。当日は全員が元気に受診しております。

全国学力・学習状況調査についてです。11月6日に道教委から令和6年度全国学力・学習状況調査の北海道版結果報告書が公表され、全道や管内・市町村の状況、成果と課題が示されました。後志管内につきましては、小・中学校の調査全科目で全国平均正答率を下回ったことから、その改善策として、①好循環を創出する検証改善サイクルの充実、②子どもを主語にした授業の推進、が示されました。当町の結果につきましては、12月の町広報でお知らせしましたが、今後の対策として、小学校ではICT機器を最大限活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた授業を推進、「放課後学習」「ふるびら塾」による学習支援を進め、また、中学校では習熟度別の授業や放課後学習をさらに推進して苦手分野の克服に努めるとともに、ICT機器を最大限に活用して授業の活性化や学習への意欲を高める取組を行ってまいります。ご家庭においても学習時間の確保や、スマホ・タブレットから離れること、視聴時間を減らすことを重点として、取り組んでいただくことが極めて重要であると考えております。

教職員人事協議についてです。11月5日に後志教育局から局長、次長、企画総務課長、教職員係長ほか人事担当職員が来町し、令和7年度当初教職員の人事協議を開始しております。今後の予定は、次のとおりです。一般人事協議（第1次協議）令和7年1月27日～1月31日、一般人事協議（第2次協議）2月12日～2月14日、人事異動内示3月3日

学校給食についてです。給食用白米については、今年も古平産ななつぼしを提供することといた

しましたが、少しでも早く新米のみずみずしさを味わってほしく、10月11日に提供したところです。中学校生徒からは「味も香りも抜群だった。」との感想をいただいております。また、昨年度に引き続きホクレン農業協同組合連合会から道産あずき等を原料とした「あんこ」が無償で提供されることになり、当町は、3.9kgの提供を受け「バナナとあんこの春巻き」として12月19日の給食に登場させる予定です。

生涯学習・スポーツについてです。高齢者教室たけなわ学級は、第5回を9月27日に開催、13人が参加して中島公園周辺のごみ拾いや草むしりを行いました。ご奉仕のほど、ありがとうございました。少年少女わんぱく王国は、第3回を9月28、29日に開催、10人が参加して「B&Gキャンプ」を行いました。夕食のカレーライスづくりや花火を楽しみ、朝は焼きそば、そのあとプールでレクリエーション。感想文には、「火をおこすのがはじめてで楽しかった。」「プールでみんなでおよいだりしたのがたのしかった。」「みんなで作ったごはんをみんなで食べられてうれしかったです。」などと記されていました。続く第4回を10月19日に開催、9人が参加して「町外視察研修」を実施、札幌市青少年科学館を見学しております。「ななめのへやが楽しかったです。」等の感想でした。第5回は11月16日に開催、4人が参加して「創作活動」落ち葉でしおり・下敷きづくり体験を楽しんでおります。

10月27日には芸術鑑賞事業「島あきの歌謡ショー」を開催しました。衆議院議員総選挙投票日と重なったことから観客動員を心配しましたが、あに凶らんや来場者は260人に上り、盛会のうちに幕を閉じたところです。ご協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

古平町文化祭についてです。11月3日に発表会を開催、7団体が出演して151人の来場をいただきました。これに先立った作品展覧会には、12団体10個人から絵画、短歌、俳句、書道や手芸作品など422点が出展され、10月24日から26日までの3日間、のべ208人が来場されました。11月29日からエマ先生の英会話教室を始めています。英語に慣れようと題して、全3回開催中です。

古平町図書館の利用状況についてです。今年度実績は11月末日時点で、のべ貸出者数691人、貸出冊数2,289冊、来館者数9,909人です。また、累計の図書館利用カード作成者は313人、蔵書数は15,581冊となっております。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後程ご高覧ください。

すみません。5ページの方で一部訂正がありますのでお聞きください。5ページの1番教育委員会の部分で、11月の内容①なのですけれども削除していただきたい部分がありまして、「令和7年度使用小学校用教科用図書採択について」が前の原稿をそのまま載せていましたので、削除していただければありがたいです。

○議長（堀 清君） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第35号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第35号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第35号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明をいたします。

議案1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億828万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,746万5,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。議案の2ページ、3ページが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

また、1ページに戻ってください。今回の補正では、第2条として繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を規定してございます。内容をご説明いたしますので、6ページ、7ページをご覧ください。

まず、6ページの第2表、繰越明許費です。令和6年度事業が年度内に終了しない見込みであるため、令和7年度へ繰り越すという設定をするものでございます。内容としては2本事業がございますが、1本目が3款民生費、2項児童福祉費、園庭遊具設置事業でございます。幼児センターの園庭遊具です。9月の第3回定例会で予算措置させていただきましたが、その後契約いたしまして、受注生産のため雪が降る前までに設置が完了しなかったため、年度明け4月に設置するというところで繰越をするものでございます。続いて、5款農林水産業費、3項水産業費、東しゃこたん漁業協同組合防災施設兼事務所整備補助金事業でございます。先程の町長の行政報告にもございました漁協が新たに事務所とそれに併設して防災施設を建設いたします。町としても補助いたしますが、補助金の内示が来年2月の予定でございます。年度内に事業完了しませんので令和7年度に繰越を設定するものでございます。

続いて、第3表債務負担行為の補正でございます。内容として六本そこに掲げてございますが、全て令和7年度からの執行でございますが、令和6年度中に契約をする必要がございますので、令和7年度以降の予算を担保するために、今回債務負担行為を設定させていただくものでございます。一つ目が、包括業務に関する債務負担行為でございます。包括業務委託に関しては、令和4年度から令和6年度までの3年間で現在事業を行ってございますが、令和6年度末で事業契約期間が満了いたします。それを更新するための令和7年度からの契約を新たにするために令和6年度中に契約をする必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間としては令和6年度から令和9年度までで、限度額が2億915万4,000円でございます。続いて、第5次LGWAN機器導入契約に関する債務負担行為です。古平町と国や道など他の地方公共団体と電子機器を結ぶ際のLGWANシステムを5年契約で支払っていくための債務負担行為です。限度額は117万5,000円でございます。続いて、住基ネットコミュニケーションサーバー等の賃貸借契約に関する債務負担行為、住基システムを国と結ぶための機器更新でございます。令和6年度末で契約が切れ、新たな機器を導入し契約更新するためのものでございます。限度額は1,836万2,000円でございます。その下、

三つ後程出てきますが、高齢者複合施設、いわゆるほほえみくらす、更には地域福祉センター、そして道の駅及びふるびら150年広場、こちら、令和7年度から新たな指定管理者の契約とするために令和6年度中に契約をしないとイケないため、債務負担行為を設定するものでございます。限度額については、それぞれ記載されているとおりでございます。

続いて、7ページ、第4表地方債補正でございます。漁協の事務所兼防災施設に対して、古平町が補助金を出すにあたって、その補助金の財源とする地方債3,460万円を記載させていただいてございます。

以上の第1表から第4表が、地方自治法で定められた議会の議決事項でございます。

それでは、第1表の具体的な内容を説明させていただきますので、別冊の議案第35号説明資料をご覧ください。

歳出から説明いたしますので、まずは、6ページ、7ページをお開きください。予算科目の款項の項ごとに説明させていただきます。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算に207万2,000円を追加し、7億7,016万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、老人福祉施設扶助費で26万2,000円計上してございます。これは1名分の扶助費でございますが、既に入所している入所者の介護度が変更になったことから、単価が増えたための補正でございます。その下、自立支援医療費扶助費ということで、181万円を追加させていただいてございますが、これは、生活保護受給者の方の透析回数1名分ではありますが、週2回から週3回へ変更になったためその分の扶助費が増になったものでございます。続いて、同じく民生費の2項児童福祉費でございます。既定の予算に84万6,000円を追加し、7,959万9,000円とするものでございます。内容としては、子ども・子育て支援交付金、更には新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、こちら令和5年度に国の方から交付された交付金でございますが、額が確定いたしましたもらい過ぎていたため、返納金が生じたための補正でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算から27万4,000円を減額し、1億2,185万7,000円とするものでございます。内容としては、後程診療所の特別会計の補正予算が出ますが、それに伴いまして一般会計からの繰出金が27万4,000円減額になるものでございます。

続いて、5款農林水産業費、3項水産業費、既定の予算に2億234万6,000円を追加し、2億2,764万7,000円とするものでございます。内容としては二つございますが、一つが、漁船上架施設修繕事業補助金365万円でございます。こちらは、漁協が所有している漁船を上架するための揚船機というものが故障いたしましたので、それに対する補助金でございます。補助率は2分の1で365万円を計上させていただきました。もう一つが、東しゃこたん漁業協同組合防災施設兼事務所整備事業補助金ということで、先程から申し上げているとおり、新たに漁協が事務所兼防災施設を建設するための町からの補助金分を計上したものでございます。総事業費といたしましては、3億3,552万2,000円でございます。そのうち、国の補助金が9,237万3,000円、漁協の持ち出しが1億3,682万6,000円で、町の持ち出しが1億632万3,000円でございます。この国の補助金と町の補助金を足したものが1億9,869万6,000円となっております。新たに建設する事務所の二階部分と一階の一部に土砂災

害の防災施設を建設するため、その事務所の一部に対して町からの補助金でございます。令和7年度の国補助の要望が多いため、令和6年度現時点であれば余裕があるということでもありますので、今回の令和6年度予算に乗っかって今回の補正予算の計上となったところでございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費、既定の予算に4,906万2,000円を追加し、2億6,267万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、まず、光熱水費と除雪機の購入費、そこにそれぞれ239万1,000円と67万1,000円計上してございますが、この二つとも道の駅で使用するものでございます。道の駅今完成して町に引き渡しが行われた後、電気代・水道代・下水道代などを払うための光熱水費が239万1,000円、それと除雪機で67万1,000円を計上させていただいてございます。以下、その下に書かれている需用費・役務費・委託料、更には8ページ、9ページの上段の使用料及び賃借料につきましては、後程歳入で出てきますふるさと納税の増額に伴う支出の分でございます。

続いて、8ページ、9ページをご覧ください。12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に5,423万円を追加し、2億890万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金の積立金で6,023万円、ふるさと応援基金積立金で600万円の減でございます。財政調整基金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づきまして前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、その2分の1以上を積み立てるという規定になってございますので、6,023万円を積み立てるものでございます。ふるさと応援基金の600万円の減につきましては、ふるさと応援基金を積み立てる基本的な考え方は、寄附金額から必要経費を差し引いて残額を積み立てるものでございます。今回、後程歳入の方で出てきますが、歳入は増えてはおりますが歳出予算を計上する際に少し余裕を見て膨らまして歳出予算を計上してございますので、寄附金は増えておりますが積立金はマイナスになるということになってございます。

それでは、歳入ご説明しますので、2ページ、3ページに戻ってください。

まず、13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算に90万5,000円を追加し、2億1,262万6,000円とするものでございます。内容としては、障がい者医療負担金、歳出で出てきた透析患者の回数増に伴う歳出の半分を国補助で交付されるというものでございます。続いて、同じく13款2項国庫補助金、既定の予算に9,237万3,000円を追加し、2億2,740万2,000円とするものでございます。内容としては、水産業強化支援事業費補助金ということで、9,237万3,000円、漁協事務所に併設される防災施設に対しての国補助でございます。補助率は2分の1でございます。

続いて、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算に45万2,000円を追加し、1億3,103万5,000円とするものでございます。内容としては、障がい者医療負担金、先程の透析患者に対する道負担金分の4分の1でございます。

続いて、16款寄附金、1項寄附金、既定の予算に4,000万円を追加し、3億4,030万1,000円とするものでございます。ふるさと応援寄附金を4,000万円増とするものでございます。

続いて、17款繰入金、1項基金繰入金、既定の予算に1,950万円を追加し、2億7,302万7,000円とするものでございます。内容としては財政調整基金繰入金ということで、今回の補正に伴う財源調整分として1,950万円を繰り入れるものでございます。

続いて、18款繰越金、1項繰越金、既定の予算に1億2,045万円を追加し、1億2,045万1,000円とするものでございます。前年度繰越金、地方自治法の233条の2で決算剰余金が生じた場合は、翌年度の基金に繰り入れなければならないとなっておりますので、9月定例会で前年度の繰越金が確定いたしましたので、その分を繰り入れるものでございます。

続いて、19款諸収入、4項雑入、既定の予算に2,000円を追加し、6,282万円とするものでございます。こちらについては、今回の補正に伴います端数調整でございます。

1ページめくっていただいて、4ページ、5ページご覧ください。20款町債、1項町債、既定の予算に3,460万円を追加し、3億5,017万6,000円とするものでございます。こちらは、先程の第4表の地方債補正で出てきたとおり、漁協の事務所兼防災施設に対する起債でございます。

以上で一般会計の提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） 歳出の水産業振興費でちょっとお尋ねいたしますけれども、今回漁組が事務所と防災センターを造るということでもありますけれども、それに国と合わせて1億9,800万円程補助するということになると思いますが、前回はそうでしたけれども、これは国から古平町が補助分を受けてから、古平町分と併せて漁組の方に補助金を出すということの方が、古平町が一度受けることによってそのメリットがあるというか古平町が一度受けないと、この補助金は出ないということなのではないでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 高野議員の質問にお答えします。

今回の国補助につきましては、制度上古平町で一度受けないといけない。古平町の予算の中に入れて、更に、その国の分と古平町分を併せて漁組に支出するという流れの要綱になっておりますので、古平町で受けないといけないということでございます。

○4番（高野俊和君） 確か前回の時もそういう方法だったと思えますけれども、そういう決まりになって、一度古平町が必ず受けて、そして漁組の方に出すという制度になっているということですね。分かりました。

それと、今の事務所と防災センターは、現在ある事務所の場所に設置をするということになるのでしょうか。

○産業課長（本間克昭君） 新しい事務所・防災施設の建設予定場所なのですが、現在ある荷捌き場、それと外国研修生の寮があるのですが、その間に建てる予定となっております。

○4番（高野俊和君） 事務所は現在ある古い建物の跡に建てるのですか。

○産業課長（本間克昭君） 事務所と防災センター、一体となった一つの建物ですので、両方とも今先程説明した場所に建設予定となっております。

○5番（真貝政昭君） 今の東しゃこたん漁協の工事になりますけれども、年度内に補正されたので、入札だとかは年度内に行われる予定だというふうに想定しているのですけれども、計画としてはどういう段取りで今後予定されているのか分かりますか。

○産業課長（本間克昭君） 今段階でまだ国の補助金の内示が出ていませんので、内示が出次第。

来年の2月予定されているのですけれども、内示が出次第、すぐに漁協の方で主体となって実施設計の入札を行って、その後できるだけ早い段階で建設の入札を行えばという流れになっております。

○5番（真貝政昭君） 時期的に冬期間になっていますので、入札は年度内に、そして工事は年明けてというような流れになるのかなと思うのですけれども、そこら辺ちょっと確認したいということです。

次です。債務負担行為で、道の駅の関係だとか三本、来年度から3年あるいは5年の債務負担行為がされています。それで、限度がこういうことなののですけれども、町長選挙を控えていますので骨格予算ということを表現されていましたけれども、この債務負担行為については年度ごとに予算計上するというようなことなので、この債務負担行為については骨格予算を組む中に含まれるという認識でよろしいですか。

○総務課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

ここで定めた債務負担行為の令和7年度分については、当初から計上しなければ町民生活にも影響する部分がございますので、骨格予算であったとしても当初予算から計上させていただく予定でございます。

○産業課長（本間克昭君） 漁協事務所の関係なののですけれども、当初は令和7年度の建設を予定していました。ただ、先程説明にもありましたとおり、国補助の枠の関係で令和6年度に事業を前倒ししております。ただ、雪等の関係がありますので、建設工事につきましては雪解けてからの工事となります。

○5番（真貝政昭君） 最後に、補正で令和6年度で確定するのですけれども、標準財政規模のうちの何割までを目標にして財調の基金と減債基金合わせて何割という目標がありましたよね。今回の補正を受けまして、どれ位の域に達するのか答弁できますか。

○総務課長（細川正善君） 今回、財政調整基金積み立ててございます。更には歳入の方でも財政調整基金を取り崩して計上してございます。今この補正で終わって予算どおりでございますと、財政調整基金は現時点で9億円位になる予定です。5年度末、6年度当初は10億円あったのですけれども、今現在は9億円になる予定でございます。真貝議員がおっしゃった標準財政規模、うちで言いますと22億5,000万円位なののですけれども、その大体半分から7割位を、以前、私目標としているというふうなお話をさせていただきました。財調が9億円、減債基金が6億円ちょっとございます。なので、今15億円位ございます。それで、どれ位の時期に達成するのかと言いますと、今後の交付税の動向だとか財政状況を見ながらというふうにはなりますが、現時点ではその二つ合わせて5割以上はあります。ただ、安心するためにはあればあるほどいいということをご理解ください。

○6番（梅野史朗君） 商工費の光熱水費の部分をちょっとお伺いします。

道の駅で使用するということの説明がありましたが、道の駅の光熱水費については全てこちらで持つわけではないと思いますので、どの部分がこれに当てはまるのかを説明願いたいと思います。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 梅野議員のご質問にお答えいたします。

今計上している光熱水費については、準備段階ということで全て町の方で負担することになっております。

○6番（梅野史朗君） それでは今後、この部分は指定管理者、この部分は町というふうな区割は決まっているのでしょうか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 今後、施設がオープンしてからは公益部分と収益部分ということで、按分で負担することになっております。

○6番（梅野史朗君） 按分するという事でお聞きしていましたが、最初にそういう決まりを作りました。行っていく途中でちょっとかかる金額が増えてきたので、それを何とか変更して多く持ってもらえることはないかみたいな話になるような可能性はありますか。

○産業課観光室長（岩戸真二君） 指定管理料の積算の中で、指定管理候補者と面積案分ということで同意を得ておりますので、それに合わせて計上していこうと思っております。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第36号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第36号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第36号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,569万8,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。説明書の12ページ、13ページをお開きください。

3款2項基金繰入金でございますが、既定の予算から620万円を減額し、予算額を540万円とするもので、こちら財源調整となります。

その下、4款1項繰越金、既定の予算に243万6,000円増額し、243万7,000円とするもので、令和5年度決算剰余金の繰越でございます。

続きまして、5款諸収入、4項雑入、526万2,000円を増額し、533万8,000円とするもので、令和5年度の広域連合分賦金の精算分でございます。

続きまして、歳出、次のページをお開きください。

2款1項基金積立金でございますが、149万9,000円を追加し、150万円とするもので、歳入で説明しました令和5年度決算剰余金について一般会計でも同様に説明がありましたが、地方財政法の規定により2分の1を積み立てる分、更に広域連合還付金の一部を積み立てるものでございます。

その下、予備費は端数調整でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 令和6年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第37号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第37号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第37号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,430万9,000円とするものでございます。

それでは、説明資料の18ページ、19ページ、歳入の方から説明いたします。

4款1項繰越金、既定の予算に9,000円を増額し、1万円とするもので、令和5年度の決算剰余金

の繰越でございます。

続きまして、次のページ、歳出です。繰越分を予備費で調整しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第37号 令和6年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第38号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案第38号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第38号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、債務負担行為の補正ということで、第1条、債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為の補正」によるものです。

22ページをご覧ください。地域福祉センターの指定管理に伴いまして、令和6年度から令和9年度ということで、サービス勘定のデイサービス事業の指定管理によります債務負担行為としまして1億1,923万5,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第38号 令和6年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第39号

○議長(堀 清君) 日程第9、議案第39号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町立診療所事務長(細川武彦君) ただいま上程されました議案第39号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由のご説明を申し上げます。

議案23ページをお開きください。歳入歳出予算の補正として、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億701万9,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」を24ページから27ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。説明資料26ページ、27ページをお開きください。

2款診療事業費、1項診療費、既定の予算に458万1,000円を追加し、1,493万6,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、10節需用費・医薬材料費は、10月から町の助成がある高齢者等を対象とした新型コロナウイルス予防接種が開始されたことや、子宮頸がんワクチン接種者が増加したことによるワクチン購入費の増、12節委託料・臨床検査業務委託料は、当初の見積りより検査単価が増加したことによる増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。24ページ、25ページをお開きください。

3款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算に485万5,000円を追加し、921万8,000円とするもので、新型コロナウイルス予防接種及び子宮頸がんワクチン接種者増加分の予防接種料を算定したものでございます。

4款繰入金、1項繰入金、既定の予算から27万4,000円を減額し、6,696万円とするもので、歳入予算の予防接種手数料の追加分485万5,000円から歳出予算の追加分458万1,000円を減じた額でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 令和6年度古平町立診療所運営事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第40号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第40号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第40号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

別冊の議案第40号、1ページをご覧ください。別冊のものです。本件は、収益的支出の補正及びそれに伴う関連経費の補正でございます。議案の第2条から朗読しまして説明といたします。収益的支出、第2条、令和6年度古平町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款事業費用、既決予定額1億8,084万6,000円、補正予定額172万8,000円、計1億8,257万4,000円。第1項営業費用、既決予定額1億6,780万7,000円、補正予定額172万8,000円、計1億6,953万5,000円。議会の議決を経て流用することができない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（1）職員給与費、既決予定額1,061万円、補正予定額172万8,000円、計1,233万8,000円。

次に、この補正の明細をご説明しますので10ページをお開きください。収益的支出、1款1項営業費用、補正予定額172万8,000円の増額でございます。補正の理由としましては、会計間異動により生じた人件費の増額の補正でございます。補正の内容につきましては、右側の給料から一番下の法定福利費まで全てが増額となっております。

次に、キャッシュ・フロー計算書を説明します。戻っていただきまして、5ページをお開きください。

ここでは、当初からの増減箇所を説明しますが、計算過程の説明につきましては割愛させていただきます。1の1行目、当年度純利益又は当年度純損失は当初から減少しております。同じく4行目、賞与引当金の増減額は当初から増額となっております。補正後の資金期末残高は、このページの一番下、最終行でございますけれども1億8,003万2,000円となりまして、当初から160万3,000円減少する結果となっております。

次の6ページ、7ページにつきましては、給与明細書で2名分の給与を掲載しておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

引き続きまして、予定貸借対照表のご説明をします。8ページをご覧ください。8ページについ

でも当初からの増減箇所について説明しますが、計算過程の説明は割愛させていただきます。2(1)現金預金につきましては、当初から減少しております。4(3)イ賞与引当金は当初から増額、7(2)イ当年度未処理剰余金につきましては当初から減少、そして補正後の数値の関係ですが、2の最終行、資産合計。この表の中段の右側に二重線引いているところです。資産の合計と7の最終行。ここも二重線を引いているところでございます。負債資本合計はともに11億9,910万7,000円強ということになりまして、当初から160万3,000円減少する結果となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第40号 令和6年度古平町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第41号

○議長(堀 清君) 日程第11、議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案は30ページ、31ページ、横の説明資料は1ページをお開きください。横の説明資料を用いてご説明いたします。本件は、1、制定の要旨にも記載しているとおり、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され令和7年6月1日から施行されます。刑法の改正内容は、これまでの「懲役」「禁錮」を廃止して「拘禁刑」に一本化するものでございます。今回の提案する条例案は、本町の条例で「懲役」や「禁錮」という文言が使われている部分を「拘禁刑」に改めるものの改正でございます。改める条例につきましては、2、関係条例で記載しているとおり七本ございます。これらを今回一括の整理条例で改正するものでございます。この関係する条例の整理条例の施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日と同日の令和7年6月1日からとなります。なお、今回の改正につきましては、罰則規定を改正するものであるため、事前に札幌地方検察庁へ協議し、起訴・不起訴の判断をする際に支障がないかどうか判断してもらい、令和6年11月6日付けで事前

に問題ない旨の回答を得てございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。2ページから9ページまで、それぞれ先程言った七つの関係条例、その条例の中に懲役・禁錮という言葉が使われておりますので、それぞれを拘禁刑に改めるものでございます。

それでは、議案の30ページ、31ページにお戻りください。今ご説明した新旧対照表の内容をこの30ページ、31ページで改め文で掲載してございます。附則として、第1項では先程説明したとおり、令和7年6月1日から施行するということを規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（真貝政昭君） 条例は法律に基づいて改正するのでしょうか、よく分かりません。懲役禁固の文言を拘禁刑に改めて、受刑者の特性に応じその改善更生及び再犯防止を図るため、より柔軟な処遇と言っているのですけれども、それが拘禁刑という創設になるのでしょうか、続けて、執行猶予制度の拡充や侮辱罪の法定刑の引き上げを行うと書いていますけれども、一体どうということなのかというのがよく分かりません。もう少し具体的に説明していただけませんか。

○総務課長（細川正善君） 本当に簡単にご説明させていただきます。

まず、刑法で定められている懲役というのは、殺人だとか強盗だとか道徳的に非難される犯罪に対する刑でございます。禁錮につきましては、過失といった秩序維持のために取り締まる犯罪行為の刑でございます。例えば、車を運転していて誤って人を轢いて殺してしまったとかというような場合、過失ですので禁錮というふうになります。これまで、懲役、禁錮、刑務所に行きますが、懲役の場合は刑務所で刑務作業が義務化されて更生するようなプログラムが作られていると聞いてございます。禁錮の場合は刑務所に入るのでございますけれども、刑務作業がないというふうに聞いてございます。これからは、そこら辺の懲役とか禁錮で区別するのではなくて、刑務所に入った後にそれぞれのその人の特徴に応じて軽作業を課すだとか課さないだとか、再犯防止に繋がるような取り組みをすとかというようなことになるので、拘禁刑になるというふうに聞いてございます。

○5番（真貝政昭君） 法改正の趣旨の中に、それに続く執行猶予制度の拡充や侮辱罪の法定刑の引き上げを行うと説明書に書いています。これはどういうことなのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） そちらの方につきましては、うちの条例上は強く関係してこない部分でしたので、後程私の方で整理して議員にお伝えすることといたします。あくまでも、町の条例を運用するにあたっては、刑法で定められた拘禁刑というものが出た場合に罰則するようなものでございますので、ちょっとそこまで詳しく今現時点では理解してございませんので、後程議員にお伝えすることといたします。

○議長（堀 清君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号

○議長(堀 清君) 日程第12、議案第42号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第42号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行がなくなり、重度及びひとり親医療費の助成に際して保険証によって受給資格の確認をしていた部分を改正する必要が生じました。説明資料11ページ新旧対照表で説明いたします。横長の方です。説明資料11ページをお開きください。右側の下線部分、第7条ですが「被保険者証又は組合員証及び」とあるのを、左側、改正後につきまして、「医療保険各法に加入していることを確認する」という内容に改正いたします。これにより、マイナ保険証または資格確認証もしくは現在お持ちの保険証、更にはシステムでの確認など、保険加入が何らかの形で医療機関で確認できればよしとする内容に改正いたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第43号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第43号 古平町道の駅設置及び管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課観光室長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第43号 古平町道の駅設置及び管理に関する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の36ページ、37ページをお開きください。古平町道の駅につきましては、地方自治法第244条に規定する公の施設に該当するため、同施設の設置及び管理について、同法第244条の2第1項の規定により新たに条例を制定するものでございます。それでは、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

第1条及び第2条につきましては、古平町道の駅の設置目的、名称及び位置を規定しております。

第3条では、道の駅におけます禁止行為を規定しております。

第4条及び第5条では、古平町道の駅を構成します施設の種類及びその事業を規定しております。

第6条及び第7条では、指定管理者による管理及びその業務の範囲について規定しております。

第8条から第17条まで、37ページから38ページにかかけましては、休館日及び開館時間、利用の手続き及び利用料金等を規定しております。

なお、休館日及び開館時間は、40ページの別表1、利用料金は別表2に規定しております。

39ページに戻りまして、第18条は、指定管理者がやむを得ない事情により管理ができなくなった場合におけます町長による管理についての読替規定となっております。

第19条では、規則の委任について規定しております。

最後に、この条例の施行日は規則で定める日としております。

なお、議案の説明資料の13ページ及び14ページに施設の位置図及び平面図を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 古平町道の駅設置及び管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 0時53分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第44号

○議長（堀 清君） 日程第14、議案第44号 道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課観光室長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第44号 道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場の指定管理者の指定について提案理由を説明いたします。

議案の41ページをお開きください。本件は道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場における管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、同施設の指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。今回、指定管理者の候補者として提案する業者は株式会社T A I S H Iであります。同社におきましては、去る11月26日に開催されました指定管理者選定委員会での審査の結果、条例に定める審査項目全てでその要件を満たしている他、これまで当該施設の指定管理候補者として開業に向けた諸準備に積極的に関わってきたことなどから、指定管理者として適正と判断し、上程するものであります。

それでは、議案41ページの記以下を朗読いたします。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場、2 指定管理者となる団体、（1）法人住所、札幌市中央区南1条西7丁目12番6号パークアベニュービル1001号、（2）法人名、株式会社T A I S H I、（3）代表者職氏名、代表取締役菅野剛、3 指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日

なお、指定管理者の選定内容につきましては、議案の説明資料の15ページ以降に資料がございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 道の駅ふるびらたらこミュージアム及びふるびら150年広場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第45号

○議長（堀 清君） 日程第15、議案第45号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第45号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本件は、令和4年4月1日から3年間を期間としております古平町地域福祉センターの指定管理は令和7年3月31日をもって期間が満了することに伴いまして、令和7年4月1日以降の当該指定管理について、平成18年度から実績あります社会福祉法人古平町社会福祉協議会に対し、古平町公の施設に係る指定管理の手続き等に関する条例第2条但書に基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、10月1日公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、同月30日当該法人より指定管理者の申請があり、議案第44号と同様に指定管理者選考委員会において同様の審議を行いました。審査においては評点審査22項目全てにおいて要件を満たしているという判断になってございます。この報告を受けたことから地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定いたしたく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町地域福祉センター、2 指定管理者となる団体、（1）法人住所、古平町大字浜町711番地、（2）法人名、社会福祉法人古平町社会福祉協議会、（3）代表者職氏名、会長加我孝芳、3 指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

審査内容につきましては、説明資料の19ページに記載しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第45号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第46号

○議長(堀 清君) 日程第16、議案第46号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第46号 古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本件は、令和4年4月1日から3年間を期間としております古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)の指定管理者は、令和7年3月31日をもって期間が満了することに伴い、令和7年4月1日以降の当該指定管理について、平成29年度から実績あります社会福祉法人古平福祉会に対し、古平町公の施設に係る指定管理の手続き等に関する条例第2条但書に基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、10月1日公募によらず指定管理を候補者として指名したところ、同月31日当該法人より指定管理者の申請があり、議案第44号と同様に指定管理者選考委員会において同様の審議を行いました。審査においては、評点審査22項目全てにおいて要件を満たしているという判断になってございます。この報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定いたしたく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町高齢者複合施設(高齢者住宅部門)、2 指定管理者となる団体、(1) 法人住所、古平町大字新地町21番地4号、(2) 法人名、社会福祉法人古平福祉会、(3) 代表者職氏名、理事長菊地修二、3 指定の期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第47号

○議長（堀 清君） 日程第17、議案第47号 北後志衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第47号 北後志衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、北後志衛生施設組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。改正いたします規約の議案は48ページ、新旧対照表は説明資料21ページに載せてございます。

説明資料21ページ、新旧対照表をご覧ください。改正部分は、第3条、第4条、第12条で、施設解体についての規定を追加し、また、組合事務所の位置を改正するもの、更に解体費用に係る負担割合を新たに別表2として追加するものでございます。この改正につきまして、組合から各構成町村に規約の変更理由が配られておりますので、そのまま読み上げさせていただきます。北後志衛生施設組合同規約の変更理由、北後志5か町村のし尿を処理するため北後志衛生施設組合が管理運営しているし尿処理施設は、施設の老朽化により新たなし尿受入施設を令和7年度の供用開始に向けて建設中であり、今後、既存施設の解体及び組合事務所を移転することが決まっております。しかし、現行の組合同規約には既存施設の解体に伴います規定並びに解体費用の関係町村の負担割合の規定がないことから、これら規約の制定と負担割合について協議し、負担割合の考え方として直近の国勢調査人口の割合と過去5年間のし尿収集量の平均割合を合算し、その2分の1を負担率とするべきとの結論を得ましたので、その結論を踏まえまして規約の一部を変更するものであります。併せて、組合事務所の位置並びに文言の整理について変更するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 北後志衛生施設組合格約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 報告第5号

○議長(堀 清君) 日程第18、報告第5号 専決処分(第5号)の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○企画課長(人見完至君) ただいま上程されました報告第5号 専決処分(第5号)の報告について報告内容の説明を申し上げます。

本件は、令和5年5月31日に議決を経た観光交流センター建設工事請負契約に係る契約金額の変更を地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月29日付で専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき、議会へ報告するものでございます。今回専決処分した契約金額は、5億1,920万円を5億2,756万円に836万円増額したものでございます。

主な変更内容についてご説明いたしますので、本日追加配付させていただきました報告第5号説明資料をご覧ください。報告資料の下段、3、変更項目内訳をご覧ください。

一つ目の変更項目といたしましては、①冷凍・冷蔵ショーケースの追加であります。当初は別発注で予定しておりましたが、指定管理候補者が決まりまして導入機器の選定がまとまりましたので、本工事に3台追加したものでございます。

二つ目として、②厨房機器等の追加・変更であります。これも、指定管理候補者が決まった後に運用として必要となる機器の追加や変更したことになります。主なものといたしましては、揚げ物等を保存する温蔵ショーケースの追加、券売機、業務用コーヒーマシンの仕様の変更となります。

三つ目ですが、内装の仕上げ材の変更であります。これは、指定管理候補者が決まりまして、「たらこミュージアム」という名称にふさわしい内装に変更するため、当初各所に木材を取付し木目を出す仕様であったものをピンク色のビニールクロスに変更したものであります。

最後に、その他として減額項目が出ており、総額として直接工事費ベースで501万4,075円の増となっております。その金額に諸経費等を加え入札率等も加味すると、契約金額といたしましては冒頭に申しあげました836万円の変更増額となったものであります。

以上で報告を終わります。

○議長(堀 清君) 報告が終わりましたので、ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

○4番（高野俊和君） これを見ますと、全体的に840万程変更されていると思うのですけれども、建築の主体工事がその中で500万円位だと思うのですけれども、全体工事の1%位かなというふうに見えるのですけれども、この位のことは1年間延びたことによる設計変更で増えたという理由には全くならないで、通常的设计変更の率位というふう理解してよろしいのでしょうか。

○企画課長（人見完至君） 高野議員のご質問にお答えいたします。

今、ご説明させていただいた内容になりまして、基本的には指定管理候補者が決まってその中で機器を選定し直したりした部分で追加だとか変更があったというもので、中には変更にあたって一部期間を見直したといいますか、再見積が出て増額になっている部分も詳細ではありますけれども、大きな項目といたしましては、今ご説明した指定管理候補者が決まっての内容変更が主なものになります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで報告第5号 専決処分（第5号）の報告について報告を終わります。

◎日程第19 陳情第10号

○議長（堀 清君） 日程第19、陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第10号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）の採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第20 陳情第12号

○議長（堀 清君） 日程第20、陳情第12号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第12号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第21 一般質問

○議長（堀 清君） 日程第21、一般質問を行います。

一般質問は、工藤、佐藤、高野、堀澤、寶福、中村、梅野、山口。真貝議員の9名です。順番に発言を許します。

最初に、工藤議員、どうぞ。

○1番（工藤澄男君） まず、町長に、町長選挙について伺います。

来年の町長選挙に立候補する考えがあるのでしょうか。立候補した場合は、町民のためにどのような事業を考えているのか。また、立候補しない場合は、後継者などを考えているのでしょうか。お答えください。

○町長（成田昭彦君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、来年の町長選挙に立候補する考えがあるかというご質問でございますけれども、私、4年前に対話と融和と連携による町民参加のまちづくりをスローガンに掲げて立候補させていただきましたけれども、一期目というのは2年位コロナ禍の影響もありまして、なかなか私が考えているようなまちづくりを推進することができなかったという思いもありまして、もし皆様のご支援を頂けるのであれば、引き続き全力を挙げて二期目の町政運営にあたらせていただきたいと思います。お答えいたします。

また、町民のためどのような事業を考えているかということでございますけれども、具体的な事業についての細かいことは割愛させていただきますけれども、一期目からの継続であります、活力のある地場産業の育成、しいて言えば漁業の育成ですね。それから、高齢者に優しいまちづくり。古平町1,600世帯のうち、600世帯以上が65歳以上の独居老人世帯、そして200世帯位が65歳以上の老人夫婦世帯という状況でございますので、この辺も鑑みましてそういったものを進めてまいりたいなと思っております。そして、若者子育て支援等についても次世代に繋がる持続可能なまちづくりを進めてまいりたい。何よりも町民の皆様が古平に住んでいて良かったなと思えるような、そんな

まちづくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

○1番（工藤澄男君） 大体町長の考えが分かりました。今、町長がおっしゃったとおり、古平町に高齢者が多いのは私も承知しております。なぜ若い人が残らないかという、はっきり言って町にはこれといった仕事がないのです。実際に余市町などに住んでいて、逆に古平町で働くのに戻ってきているような状態で、結局、古平町には商店を始め病院関係とかそういうものがないということで、例えば、余市町へ行けば余市町だったらすぐやれると、古平にはないと、どうしてもそういうふうになるので。古平町に住宅を求めているような人も何人かいるのです。そういうのは役場あたりで把握しているのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） そのようなことも役場の方でやっていますけれども、何といたっても若い世代が古平に残らないとどうしようもない形なものですから、今水産庁の指定を受けて「海業の推進」ということで漁港を活用したまちづくりということで、漁業者の所得向上、あるいはそういったものの作業をこれから今年関係団体で推進協議会を作っておりますので、そういったものを進めながら、まずまちづくりを進めていきたい。そして、何より今余市まで高速道路延びてきていますので、例えば、そういったものを活用しながら古平に住んでもらっていて町外へ働きに行くとかといった方法もあろうかと思っておりますので、そういったものを駆使しながらこれからのまちづくりを進めていければいいのかなというふうに思っております。

○1番（工藤澄男君） 私達の子どもの時代は子どもも沢山おまして、お金の一定の方達が高校へ行って、後の人は中学校卒業したらほとんどが働けたのです。それが地元で仕事があったので地元で働く人がかなりいたと。古平町で今若い人が働こうと思っても結局高校で地方へ出てしまうので、そのまま都会の方へ行ってしまうのがほとんどで、実際に古平に戻ってこようと考えている人はほとんどいないような状態ではないかと思うのです。それで、先程言ったように何か古平町に残れるような事業みたいなことを考えてほしいなと思ったのです。

○町長（成田昭彦君） （聴取不能）子ども自体が、例えば、15歳以下の子どもの占める割合で言いますと10%に満たない。うちであると6.9%かな。これが小樽から始まって、余市・古平・積丹・泊・神恵内・岩内・寿都というふうに日本海側全町村なのです。ですから、一次産業でやっている漁業の町という面もありますので、皆さんと情報を共有しながら進めてこれからのまちづくりに役立てていければいいのかなと思っておりますので、それでご理解いただければと思います。

○1番（工藤澄男君） 次に、家族旅行村についてということで、以前にも一度質問したのですが、再開するのか、しないのか、今後の方向性は決まっているのでしょうか。仮に再開する場合、あるいはしない場合の対策と方針についてどのように考えているかをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 家族旅行村についてご答弁申し上げます。

以前から言っているように、行政として旅行村を運営していくという考えを持ってございません。あくまでも民間でやってもらう、そういった感じで考えてございます。今、色々国ですとか道ですとかに投げかけているわけでございますけれども、今旅行村について問い合わせが3件程来てございます。今の段階ではまだお話できないのですけれども、年明けになったら具体的にそういった話もちちらの方としたいという事業者もありますので、その辺の話が進んできて議員の皆様方に話し

ができるようになったらその時は説明したいと思えますけれども、今の所は直接来て見ていった業者が1件、それから道の方に問い合わせして道からうちの方に来たというのが2件でございますので、こちらから説明できるような状況になったら説明してまいりたいと考えておりますので、そういったことをご理解いただければと思えます。いずれにしても、旅行村をそのままにしておくということではできませんので、何としてもやはり民間の力をお借りしながら進めてまいりたいという所存でございます。

○1番（工藤澄男君） 私、なぜこの旅行村について質問しているかという、今度道の駅ができますよね。どうしても地方の人を古平の場合は観光というのがないものですから、どうしてもそういうようなところに町外の人を呼んで、少しでも道の駅が賑やかになるようにということ考えたので、旅行村を再開してはと思ったのです。実際に再開するにしても、町長、こういうふうに書いてありますけど、もう建物が古くなって新しくしなかったらおそらくお客さん来ても1回行ったらもう来ないのではないかという位傷んできていますので、まず古平に人を集めるという観点から旅行村を再開してほしいと。私、前に質問した時もある業者の名前を言って、いっそのことそこに頼んだらどうなのだとやったことがありましたけれども、実際にそういうような業者を見つけて道の駅をやってくれたような業者もありますので、そういうのに長けたような業者がありましたら、ぜひ呼びこんで再開をして、古平に人を集めてほしいというのが私の願いなのですが、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君） 私もそのとおりだと思っております。

施設をこのまま投げておくというのも勿体ないので、やはり行政が運営するということになればなかなか難しい問題もありますので、利益等を含めた中で考えた場合に民間委託して民間の方でやってもらった方がベターなのかなと思っておりますので、この先もそういった民間業者に入ってもらえるような活動してまいりたいと思えますので、そういったことをご理解いただければと思えます。

○議長（堀 清君） 次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 先日、小樽市子ども議会を傍聴してきました。由緒ある本会議場で小中12名の子ども議員が市長・教育長などに子どもならではの視点で一般質問をしました。皆、私より上手でした。古平でも、いつか子ども議会ができるといいなと思いながら帰ってきました。その子ども議員の質問の中で、小樽市の子どもたちでさえ抱えている悩み事なら古平の子どもたちはもっと深刻な問題だと気づかされました。それは、都会と地方の子供たちの教育機会の格差についてです。都会に比べて圧倒的に少ない、塾・検定・クラブがまさにそれらです。そういう小さな町が抱える不利な環境は、子どもたちの学習意欲を明らかに阻んでいます。地域故の不利益を少しでもカバーしようとしている取組があればお聞かせください。

○教育長（三浦史洋君） 佐藤議員のご質問に答弁いたします。

まず当町としまして、教育機会の格差については認識しているところでございます。具体的な対策としまして、現在行っているものが、放課後ふるびら塾というものを開催したり、検定の関係は、漢字検定・英語検定を受験する子どもにそれぞれ1回助成ということで、町の方で出してござ

います。そして、放課後ふるびら塾については小学校で実施しております。夏休み冬休みを除いた毎週木曜日に午後2時15分から午後3時45分まで1時間30分、ということで実施しております。内容は児童自らが家庭学習・宿題・算数ドリル学習などを行って、学習支援員3名の方が指導をしてございます。対象は小学校全学年でやってございまして、ちなみに、今年度につきましては、小学校全児童82人のうち35人が登録しており全体数の4割程度となっております。また、先程申しました検定の補助につきましては、漢字検定・英語検定の検定料をそれぞれ年1回全額補助するというところでやってございます。2回、3回受ける方もございますので1回分ということです。実績としましては、令和5年度児童数76人に対して38人が受検してございます。そして、中学校の生徒53人に対して21人が受検しました。また、中学校については漢検・英検どちらも受験している生徒もいる状況です。そして、学習塾に関しては昔と違ってオンラインでやっている部分が多くなってきております。この点に関しましては、教育機会の格差という部分では塾のオンラインが出てきておりますので、その部分の格差は少なくなっているのかなと感じております。

あと、部活動関係なのですけれども、ご承知のとおり全国で地域移行、土日は地域の方に移行していこうということで、そういう動きが進んでございます。具体的には、当町でも中学校の野球部に入っている子どもたちが今5人いますけれども、土日は余市にある「よいスポ」というクラブに通っていたりしてございます。以上です。

**○9番（佐藤未知時君）** 塾に通ったり検定を受けるには親の協力がマストです。例えば、検定会場が札幌だったら前日から泊まれる宿を確保したり、あるいは、朝早くから車で送ってもらったり終わるまでどこかで待機してもらったりとか、親御さんも大変ですけれども子どもはそういう親の負担を気にします。全国どこにいても誰もが同じ教育を受けられる権利の下、当町の子どもたちも同等の学習機会を得られるよう、今後ともフォローアップをよろしく願います。

**○教育長（三浦史洋君）** はい。そのつもりですが、例えば、塾の関係でオンラインでということで、具体例で言いますと、余市町に練成会というのがございます。練成会さんで管内には留寿都村がオンラインの部分で導入しております。情報としては、隣町の積丹町の方でもということで聞いてございますので、当町としましても、私も先日練成会の幹部の方に来ていただいてお話じっくり聞いております。一番は、供給はできるのだけれども反応してくれる子どもたち・ご家庭がどの位あるのかなと。いいものだと思って導入しても効果的にならないというのも困るので、そういう部分どの位のそういう需要があるのかなというのは今後確かめていって、マッチングするものであるならば導入という形を考えていきたいなと思っております。

**○9番（佐藤未知時君）** 教育機会の公平性というか、そういう目標で今後ともよろしく願いたいと思います。

質問次に移ります。夜間の避難訓練の実証実験の必要性についてお伺いします。夜間に災害が起きたときの対応として、一度夜間の避難訓練を行い日中とは違う難しさ・問題点などの洗い出しが必要だと思います。それを避難時のケーススタディとして実践知を向上すべきだと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

**○町長（成田昭彦君）** 佐藤議員の夜間における災害発生時の避難訓練についてご答弁申し上げます。

す。

端的に言いますと、夜間と日中の違いというのは明るいか暗いかということになろうかと思いませんけれども、一番影響を受けるのは停電時というのが一番障害になるのかなと思っております。そういった中であって、町民としては街路灯もついていない、視界が制限された中での避難行動が求められるわけでございますけれども、それは問題点だというふうに認識してございます。また、町側では、停電の中で実際にどのように照明や暖房を確保しながら避難所の開設や運営ができるかが問題点だと考えております。その上で夜間の避難訓練でございますけれども、現状、問題にはあることは理解しつつも、町民を巻き込んだ避難訓練を実施するのは、安全面から考えても非常に難しいというふうに考えております。

町サイドのケーススタディ実践をということでございますけれども、避難所開設、それから発電機を使った照明の使用方法などを中心に手順確認等は、日中の訓練でも行えますのでそのような対応を進めたいと考えております。また、夜間等の時間外における対応マニュアルとしては、「古平町職員の初動マニュアル」というものがございます。それに基づいて職員に向けた防災訓練等は今までも行っておりますけれども、これからも継続して行ってまいりたいというふうに考えておりますので、特段、夜間の実施ということは考えてございません。

○9番（佐藤未知時君） 私としては、机上でシミュレーションできることも多くあるとは思いますが、町民を巻き込んだ避難訓練の前に、まず、町と消防だとか警察だとかの関係機関ですね。そういうのが実際にやってみた方が気づきという部分もあり得るのかなと思います。それで、避難に関連してですけれども、町長がおっしゃったように、避難の最中に停電等で携帯電話あるいはSNSが使えなくなることも想定されます。過去の大きな災害では、固定電話が安否確認にとっても役立ったと聞いています。そこで、災害時に備えて庁舎内でも災害専用電話の設置、そして、私は今後少なくとも道の駅の敷地内に公衆電話ボックスがあった方がいいと思っています。例えば、たらのこをイメージしたかわいいピンク色の電話ボックスが何台かあってもいいかと思います。道の駅とマッチしたアイコンにもなりますし、日頃目にするものなので、町民が非常時に安否確認をしたい時にすぐに公衆電話の場所を思い出せます。町外から来られた人たちにとっても目に付きやすく災害時などに役立つはずで、設置場所や台数も含め、ぜひ公衆電話の役割の再認識とともに公衆電話の設置・検討もしていただければと思います。町長のご感想いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 道の駅には公衆電話を付ける予定でございます。議員おっしゃるように、例えば、大雨の災害ですとかそういったものは、日中であれ夜であれ職員は本部の方に集まりますので、避難・誘導させなければならぬ世帯等も私どもの方で押さえていますので、そういった対応はできるのかなと思っております。ただ、夜中に地震等きましたら、これは大変非常事態になると思います。今回、私は「危機管理トップセミナー」というものを受講したのですけれども、その時に石川県穴水町長の災害に対しての講演を聴いてきたのですけれども、あの時間帯で元旦ですので、役場に集まる行動がなかなかできなかったそうです。町長自身も普通であれば5分で行けるところに40分かかって役場庁舎に着いたと。でも、役場に集まっている職員というのは8人しかいなかったということで、対策本部に職員が全部集まるのに3日かかったという話をしてございました。

その中でどうしたかというのは、インフラもちろん駄目ですし携帯も何も使えない。どこでどういう被害が起きているのか、それすら把握できないということで、凶面に落として入ってくる職員から事情を聞きながら、ここはこういう問題あったとか全部落としていって、そういったやり方をしたということを知って来ました。私どももそういった地震等については、一刻を争う問題ですので対策本部を設置してという余裕もないようですので、そういったことも考えられますので本当ケースバイケースでやっぱり考えていかなければならないのかなと思っております。ただ、今の大雨、あとは大雪ですとかそういったものには、十分今の体制で対応できるのかなというふうに理解してございます。

○9番（佐藤未知時君） 道の駅に公衆電話ボックスの設置をもう考えていますということで、詳細は後で担当の課長とかに聞きますけれども、先程言った夜間の避難訓練の実施と公衆電話が今現在町内に何箇所あるか分かりませんが、その辺も災害時に備えてぜひ検討していただければと思います。質問は以上です。

○議長（堀 清君） 次に、高野議員、どうぞ。

○4番（高野俊和君） 冬期間における空家対策についてでありますけれども、今年も雪の季節を迎えましたけれども、町内においては現在空家となっている建物ばかりではなく、冬期間町内を離れる方も多く、実質空家状態になっている建物が増えております。このように除雪されずに置かれている空家によって、町道沿いでは道路除排雪の影響や町道への落雪、古い建物も大変多いですから大雪の際に倒壊する危険性もあります。このような懸念に対しまして、町として何か対策を考えているのであればお聞かせ願いたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○町長（成田昭彦君） 高野議員の質問にお答えいたします。

冬期間における空家対策についてでございますけれども、町としても頭の痛い問題であります。今年2月に空家調査後に空家が解体された件数は7件程ございました。しかしながら、解体が増加傾向にあると認識しておりますけれども、依然として空家は今私どもで押さえているだけで219件ございます。町としての考え方は、空家であれ個人の財産であるということでございますので、その辺は今後とも所有者等に賠償責任があるのですよとかそういったことを植え付けながら、対策をとってまいりたいと思っております。議員が一番心配なされているのは、空家になっていて雪によって隣近所に迷惑をかけるとか、そういったものがこれから出てきた場合にどうするかというのが一番ネックなのかなと思っておりますけれども、これ、私どもの方で古平町空家等の適切な管理に関する条例というものがございます。その中に、「空家の状態に起因して、人の生命、身体または財産に被害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる」というふうになってございますので、そういったものがあれば、町の方で対応して急場をしのいでまいりたいというふうに考えております。

○4番（高野俊和君） 実際に倒壊しそうな家が近所にもちらっとあるのですけれども、町の方でもある程度チェックはしていると思うのですけれども、現在、隣近所で倒壊の危険があつて危ないという件数みたいなものは町の方に何件か来ているのでしょうか。それと、どうしても空家が増えますと、雪の始末ができませんので道路の方に押し出されていきます。それでその雪山が少し多く

なります。従来見ますと、企業体の調整や費用の問題も当然あると思えますけれども、なかなか雪山がかなり大きくなって見通しが悪くなってからでないとい排雪ができないという状況だと思えますけれども、少しそういうことも色々踏まえて、今年度は雪山が大きくなって見通しがあまり悪くならないうちに少し早めに除排雪を準備するという計画は立てられないでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今段階では、隣近所からこの空家が、という苦情は受けて町として受けておりません。ただ、これから実際に雪が降ってくれば多分そういった話も出てくるのだろうけども、そういった場合には、私どもの方で現場確認しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので。雪山については、そういった場所があれば一緒に見ながら対応できるものは対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時06分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） まず、初めに子育て支援策について、今後新たにお考えになっていることはありますでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

二つ目は、子育て支援パンフレットですが、町民課が窓口となっていますが子育て世代がより検索しやすくホームページに公開するなど広く周知する方法について検討してみたいかというのですが、これ、子育て支援パンフレットはホームページでもう削除されていたので先程新しいものをいただいたので、それについてお聞きしたいと思います。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、子育て支援策の新たな今後についてでございますけれども、子育て支援といたしまして、今まで私どもの方で、医療費の無償化、第2子以降の保育料の減免、ゼロ歳児定員の増員、妊産婦への各種支援サポート・産後ケア、新生児への椅子の贈呈などを実施してきております。子育て支援策としては管内でも進んでいる方かなというふうに思っておりますけれども、今年5月に私どもで子育て支援計画を策定するにあたって、小学生以下の保護者の皆さんにアンケート調査を行っています。その中の記載で「経済的な支援を」という意見が多く出ておりました。それを見ながら、町としても今後も可能な限り子育て支援をしていきたいと考えておりますけれども、当面若年層の経済的支援を優先して考えていきたいというふうに思っております。今令和7年度の予算要求等あります。私申し述べたとおりに、4月からは骨格予算で、6月になって肉付け予算という方向に入っていくかと思っておりますけれども、その中で給食費の無償化、それから保育料の完全無償化ということで、これから教育委員会の方もございますけれども、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、二点目の子育て支援パンフレットですけれども、議員おっしゃるように、これ、元々

ホームページの方には町民課社会福祉係になっておりますけれども、本来、保健福祉課健康推進係の方で実施しておりますので、今回私も見てないのですけれどもパンフレットはリニューアルされたというふうに伺っておりますので、そういった情報も随時新しい方向で載せていければなというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） 今、経済的支援を多くしてほしいという声があったということと、おっしゃってくださったような給食費の無償化、保育料の完全無償化はぜひ実現していただきたいなと思っています。その他に、ちょっと調べましたらやめたものもあると思うのです。以前こういうものを出していたと思うのですけれども、平成28年ですかね。他の町村とかでやっているようなもので、オムツ代として商品券を出すとか、以前少しやっていたと思うのですけれどもごみ袋の配布とかそういったものも経済的支援に繋がるのではないかなというふうには思います。それと妊産婦さんですね。母子手帳のアプリの導入とかオンライン相談のようなものもやっていただけたらいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 今議員おっしゃるように、そういったものを私どもでそんな難しい問題でもないと思うので、担当の方に言いながらやれるものややっていくという方向で進めてまいりたいと思います。

○7番（堀澤理恵君） はい、次にいきます。

乗合タクシーについてです。乗合タクシーの台数が少ないと町民の方々から要望が出ていますが、今後台数を増やす予定はありますでしょうか。事前に予約制になってはいますが、緊急の場合や雪で交通手段がない場合など、いかがお考えでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 2点目の、乗合タクシーについてでございますけれども、現状について委託事業者の方から私どもも聞き取りを行ってございますけれども、利用者からはそのような声は受けていないということでもございました。本来ですと、乗合タクシーですので複数人が同乗しながら運行していくものなんでしょうけれども、現在では1人の利用者ごとに個別対応しているという状況でございます。台数を増加させることは、昨年度の実績を見ましても1日平均4人弱というふうになってございますので、現段階で増やすということは考えてございません。

それから、事前予約制についてでございますけれども、乗合タクシー自体が緊急時の対応を担う交通手段ではないというふうに考えておりますので、実際の運行時間等も決まっておりますので24時間対応できている交通手段というふうにはなってございません。実際に雪で交通手段がない場合など協議会がございまして、そちらの方に諮りながらできるものであれば進めてまいりたいと思いますけれども、今段階ではまだ考えていないということでもございます。

○7番（堀澤理恵君） 今段階で4人ということだったのですけれども、私、先日おはなし会というのを開いたのですが、その中で色々たくさんご意見がありまして、予約がしづらい、電話しても出ない、予約しようと思ったのだけれども何かその日は行く予定がなくなって当日になって、という方とか、高齢者の方ですので色々様々なご事情があると思うのです。それで、これは余市のセブンイレブンで手に入れたのですが、余市の公共交通に関するアンケートのご依頼というのはご存知ですか。色々沢山書いてあって、ご自身の事についてお聞きしますとか普段の移動状況について

お尋ねしますとか、通勤・通学・医療目的別の移動状況、普段の買い物での移動状況、通院での移動状況、その他私用での移動状況、運転免許の返納をどう考えているかとかといったことも詳しく聞いているアンケートがあつて、古平でもこういったものがあるといいよね、という声もありましたので導入の方を考えていただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○町長（成田昭彦君） 私どもの方でも、令和3年度に地域公共交通対策協議会というものを立ち上げてございますけれども、その中でそういったアンケート調査等については実施してございます。ちなみに、昨年度ですけれども乗合タクシーの利用状況につきましては、実人数975人だったので、稼働日数が249日ということで、逆に割り返しますと4人弱ということになってございますので、そういった中で考えながら、台数を増やすということは今は1台で十分間に合っているのかなというふうに理解しております。

○7番（堀澤理恵君） 引き続き、タクシーについてはこれからも要望があると思いますので、町の方で考えていっていただけたらと思います。

3番目の道の駅についてです。道の駅が来春にオープンを迎えます。何かオープニングイベントをおそらく考えてはいらっしゃると思うのですけれども、そういったことを教えていただきたいです。

2番目に、道の駅のオープン時には人がたくさん来ると思います。21台分しか駐車場ないというふうに前にお聞きしましたが、それでは賄えない位の台数の方が来ると思います。警備の体制はご準備される予定でしょうか。町長のお考えをお聞きしたいです。

○町長（成田昭彦君） 道の駅についてでございますけれども、道の駅のオープニングレセプション及びイベントにつきましては、実施する方向で進めております。町だけではなく開発局との共催になりますので、その辺と打ち合わせしながらこれから進めてまいりたいと思っております。一応、来年の3月上旬までにはどういう形で進めるかといったものができると思いますので、議会側にも間に合えば3月議会に説明できるのかなと思っております。

それから、二点目のオープン時の混雑についてでございますけれども、オープン時だけのみならず、大型連休ですとかそういった中で大勢の観光客の来場が見込まれます。また、来てもらわないと困るのですけれども、そういった中で道路の渋滞や駐車場の混雑が予想されることから、歩行者等の安全のために警備員の配置については考えてございます。今、指定管理者とも警備員の人数や配置方法、それから費用面などについて協議している段階でございます。

○7番（堀澤理恵君） オープニングイベントは3月までとおっしゃったのですけれども、ちょっと私の方で思っているのは、折角古平に来ていただいて大勢の方がおそらく宣伝とかされるでしょうから来ると思うのですけれども、来ていただいた方に古平の何か思い出を持って帰っていただきたいというふうに思うのです。そして、それを拡散してほしい。そうすれば、また来る、また他の人も来たくなるというふうに思うのです。例えばですけど、ここの一階に顔抜きの写真が撮れるものがありますよね、ふるっぴーでしたか。たらこでも何でもいいですけど、ああいったものを置いて写真を撮る。それをインスタグラムに載せてもらう。道の駅ふるびらだとかハッシュタグをつけてくれた人には先着50名様に何かプレゼントとかということをどんどんやっていってやっていけば、ま

た違う人も来てくれると思うので、ぜひそういうSNSを使った広め方というのも道の駅のオープニングイベントでやっていただけたらなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） まず、開発局とうちと一緒にそういったものを進めていくわけですが、議員おっしゃるように、SNSで発信するとかそういったことは非常にこれからの観光産業で大事なことです、そういったことを含めながらこれから検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（堀澤理恵君） 検討する内容の一部に加えていただけたらと思うのですが、警備のことなのですけれども、渋滞情報を流すとか他の道の駅今年オープンしたところで、9月1日に月形がオープンしています。あとは十和田湖もオープンしているのですけれども、当日のアクセスとか渋滞の情報を公開するとか、そういったこともしているようなので、今後検討する時に加えていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） 高等学校生徒遠距離通学費支援事業についての質問です。

本日の行政報告で余市・小樽方面ともに25%増額ということだったので、町民からの要望としては、やはり満額補助を求める声が非常に多いところで質問に移ります。令和6年12月1日より北海道中央バスの運賃が値上げとなりました。高校生の子どもがいる子育て世代にとっては更なる負担が増え生活に影響が出ると予想されます。このタイミングで通学費全額補助に踏み切ってはどうか。通学費全額補助を求めている声は非常によく聞きますそういった声を見無視できる状況ではないと感じます。補助ができないのであれば、町民が納得する理由の説明を求めます。

○教育長（三浦史洋君） ただいまの寶福議員のご質問に答弁いたします。

本件につきましては、中央バスの12月からの値上げに関して25%の値上がりに対して連動するように補助額を上げてございます。町長の行政報告にもございます。そこで、これまでずっと約実数2分の1、定額だったので、決算額で補助額を割り返してみたらほぼ2分の1になってございます。例えば令和5年度につきましては、余市に通っているご家庭では実質補助率53%、小樽に通っているご家庭の定期に対しては47.7%ですので、ほぼ半額の助成をしているということでございます。ご質問の全額補助ということですが、団体としてどの位あるのかなと思ってインターネットの方で調べてみましたが、ヒットしたのが神戸市さんがすごく複雑な理由はあるのですけれども導入したということで、他はヒットしないので全額助成してというのは自分を見つけられなかったのです。ここは本当に総合的にということで、その経費面で考えていかなければならないということでございます。今現在としては、担当といたしましては2分の1を死守していこうという形で考えてございます。ただ、前段町長の堀澤議員へのご答弁でもありましたように、支援計画のアンケートで保護者の方が経済的な支援を、という声がいくつもあったということでございます。年齢低い方の家庭を重視していくということもございましたので、あながち半額助成ということにこだわることはなくて、全額というのも視野に入れて検討していかなければならない。町費ですので様々な支援策の部分の、こぼこもございまして、きちんと検討していこうと考えてございます。

○2番（寶福勝哉君） 骨格予算の流れの中で25%増額ということだったのですが、いよいよ町長選後の肉付け予算という流れになった暁には、ぜひ全額補助の方に踏み切っていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（堀 清君） 次に、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 年末も近くなりますと、特に犯罪が日本全国的に多くなってくる時期かなと。特に最近は凶悪な事件も増えておりまして、その辺のことで防犯対策について4点程お伺いしたいと思います。町民の安心安全のために防犯対策についてお伺いします。

①町内の夜間の街灯の設置数・設置位置・照度など、全般的に今一度調べて必要に応じて見直しをすべきではないかと考えますがいかがでしょうか。②特殊詐欺や闇バイトなどのSNSを使った組織犯罪が世間を騒がせています。町内の主だった場所に監視カメラを設置することを考えていかなければならない頃合ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。③住居や店舗、事務所などに防犯のためのセンサーや監視カメラなどを設置する場合、補助金を出すということは設置を促すことにも繋がります。これからは積極的に取り入れることが必要になってくるのではないかと考えますがいかがでしょうか。④防災ふるびらの放送では、頻繁に消防の火事についての注意喚起がされております。同様に防犯についての注意喚起もやっていかなければならないものと考えますがいかがでしょうか。

以上、4点について町長のお考えをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

まず、防犯対策の①でございますけれども、必要に応じて見直しをすべきではないかということでございますけれども、この街灯の対応につきましては昨年の12月議会でも梅野議員から一般質問が出ていたかと思っておりますけれども、暗いとかそういった情報を私どもにいただいた場合には、現地を担当職員が確認した上で必要に応じて設置するという対応しておりますので、これからもそういった対応をしてみたいというふうに考えております。

それから、2点目の監視カメラを設置することについてでございますけれども、町内でそういった事件件数が少ないこともありまして、現在のところ監視カメラの必要性は考えておりません。町の方で把握しているもので旧役場付近に2箇所監視カメラを設置しております。これは、町でやったのではなくて北後志防犯協会の方でやった部分でございます。通学路の安全性を考えながら実施していただいたので、今のところ町の方で監視カメラを設置することは考えてございません。

それから、3番目のカメラの設置に補助金ということでございますけれども、これは事業者ですか個人は各自の責任において設置していただきたいところでございます。道内の状況も調べましたけれども、補助を実施しているのは札幌市のみで、札幌市も自治会を対象としているという状況でございますので、補助金を出すということは考えてございません。

それから、4番目の防災ふるびらの放送についてでございますけれども、防災無線につきましてはこれまでも不審電話だとかそういったものがあつたという事例がありましたら、警察からの注意喚起の防犯の内容で必要に応じて防災無線で流しておりますけれども、これからも内容を検討しな

がら必要な情報は周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○3番（中村光広君） 1番目の町内の街灯ですが、先日二回程夜間に町内をぐるっと回ってきました。漁業の町だけあって、特に新地・本町・御崎方面というのは明るかったです。雪で反射されて明るいというのもあるのですけれども、逆に、浜町の方というのは太い道路的には明るさはあるかなと。ただ、陰の方に入っていると何箇所か暗い部分というのが見受けられました。近くの方が申し入れなされない部分もあると思いますので、一般的に見ていただけたらこの機会にいいかなと思って提案した次第です。特に照度ですね。今LEDに変わってその一部分にしか照らさないという形がありますので、照度をちょっと調べてもらいたいなと思います。

2番目、3番目というのは監視カメラの件ですが、古平町というのは私も生活してきて平和的なまちだということもあって、早急に設置することは考えておられないことでしたけれども、この際道の駅が出来上がってそこに遊具施設ができますので、子どもたちを守る意味でも特に子どもが集中する部分にはカメラ設置していただきたいなと思っております。遊具広場ですとか子どもたちの通学路ですとか、そういった主だった所位は今後設置していくことを考えていただきたいなと思います。

4番目の防災ふるびらの件は、防犯に関する町民への注意喚起を考えて放送を考えていただきたいなと思ひまして。防犯に対してもそうですけれども、今特に子どもたちからスマホとか持っている時代ですからオーストラリアの方で16歳以下ですか。スマホ禁止という世界的な事例もありましたが、子どもたちがスマホを持っている時代になりましたので、高額バイトの募集ですとか即日入金だとか書類を簡単に受け取るだけの仕事ですよというふうに甘い言葉に関わって自分たちの個人情報を取られてやめるにやめられない状況に陥って重大な犯罪を犯しているという事態が見受けられますので、スマホでSNSに募集されているような悪質なものに注意するようにですとか、そういった面も考えて放送していただきたいなと思ひている次第ですが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 通学路等の照度・明るさといいますか、暗いという意見は学校からも聞いておりませんが、もし学校でそういったものがあれば、それは早々に対応しなければならないと思ひておりますけれども、今の段階では学校からも来ておりませんので今までどおりだと思ひます。

それと、道の駅24時間通して明るいわけでございますので、そういった心配はないのかなと思ひております。ただ議員おっしゃるように、町道の奥に入ったら暗いというところもありますので、その辺、議員ももしそういったものがあれば、私どもの方に言うていただければ対応してまいりたいというふうに思ひておりますので、そういったことをご理解いただければと思ひます。

また、私ども警察等からそういった情報を得られれば、すぐに防災無線通して流しておりますので、現在は警察からも情報入っていないような状況でございますので、そのように対応してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解いただければと思ひます。

○3番（中村光広君） 注意喚起という意味で防災ふるびらを利用していくのは大事なことだと思ひます。以上、終わります。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 一つ目、国道歩道の除雪について伺います。

これから雪の時期となり歩道の除雪も行われますが、降雪時間が朝方の場合、除雪のスタートが遅くなり登校時間に間に合わないことがあるため、通学路を優先してほしいという声があります。国道なので町長は決められないとは思いますが、開発局に要望していただくことは可能でしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 梅野議員の質問にお答えいたします。

まず、開発局への要望というのは実施してございます。今回、歩道の関係も子どもたちの安全・安心を守るためにも大事なことです。要望してまいりたいというふうに思っております。今月26日に開発局の方へ行きますので、その時にまた要望してまいりたいと思います。以前に寶福議員の方からもガードレールの関係で一般質問がきていて、これもその時点から要望しているわけでございますけれども、今の時期になってくると開発局でも予算がないということでなかなか後回しにされますけれども、根気よくこの辺は要望してまいりたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

**○6番（梅野史朗君）** 要望していただいているということで、まず安堵しております。以前排雪について、道路事情を鑑みて新地方面からやっていただいたらどうかというお話をされた時に、町長の答弁として、小・中学校があるためにやはりどうしても浜町方面から行われるというふうな答弁がございました。それを考えた場合に、今の答弁にもありましたが安全性を考えた上でもう少し強く要望していただければというふうに思っているところでもあります。道路の除雪というとなかなか順番どおりやらなければいけないと思いますけれども、歩道についてはその場その場でそこからスタートして違うところからまたということも可能だと思いますので、その辺をもう一度強くよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、津波避難道についてお伺ひいたします。以前の一般質問で避難所の改修について伺ったところ、非公認のものについては各町内会に対応していただきたいというご答弁でございました。改修ではなく、例えばそこに行くまでの入口の草刈り、あるいは途中での伸びてしまった枝の剪定について、実際、ある町内会の方から要望があったわけですが、その要望があった場合に行う考えはあるでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 津波避難道についてでございますけれども、非公認の避難道ではあるという場所がちょっと分かりませんが、そういった要望があったということでございますけれども、町としては平成29年2月に北海道が公表した日本海側における最新の津波シミュレーション結果を反映した津波浸水想定区域の範囲外であるところと考えると、必要性は低いものと判断しております。津波避難道の必要性については、総合的に判断しますと必要性が低いと判断された場所については、町としては草刈り等を行う予定はありませんのでご理解いただければと思います。私、前から申しておりますけれども、入口の草刈りの選定ですとかそういったものこそ、行政だけでなく町内会あるいはそういったボランティア等の、自助・共助・公助の中の共助での対応というのもこれからは必要になってくるのかなと思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。

**○6番（梅野史朗君）** 町内会独自で防災対策として、今おっしゃったとおり、草刈りや枝の剪定を行う場合、どうしても町内会の会員が高齢化しています。そうすると自分でできず業者に依頼し

なければならないという状況になった場合に、その町内会へ町からの支援をする制度を作るという考えはあるでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 町内会がお願いしてそういったお金がかかるということで、それに対して必要なものを用意しなければならないだとかいうことであれば町の方で用意しますけれども、そういったもの以外は考えてございません。

○6番（梅野史朗君） （聴取不能）それは町に口頭で言えばいい、それとも手続きを踏まなければならない、どちらでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 町の担当の方に言っていただければ対応できると思いますので、そういった形で進めていただければと思います。

○議長（堀 清君） 次に、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 町の景観改善についてお聞きします。

前回も同じ質問をさせていただきましたが、納得のいく回答が得られませんでしたのでもう一度お聞きします。来年春に迫っている道の駅の開業は、古平町の観光事業の軸として本町をPRするとともに観光客に足を留めてもらえる町へと変わる千載一遇のチャンスだと申し上げました。しかし、町長の回答は案内標識の青看板の設置という極当たり前の対応にとどまっております、積極的に景観改善をするというところまではたどり着けませんので、その事を踏まえてもう一度お聞きします。道の駅周辺の景観、もっと観光客が興味を示して写真が撮りたくなるような景観にできませんでしょうか。先程町長の答弁にもございましたけれども、SNSに投稿されるだけでも絶大な宣伝効果が得られて少しでも話題になればそれだけで人が集まる時代になっていますので、これを活用しないという手はないというふうに思います。大金を投入して改善してほしいと申し上げているわけではなく、創意工夫して少ない予算でも何か景観の改善ができるようなアイデアを出してコツコツと一つ一つ実践していくということが今求められているのかなというふうには思うのですが、町長のお考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 9月にそういった意見を山口議員からいただいて、それからどういうことを考えればいいのか色々悩んできましたけれども、本当に一度来てまた来くなるような道の駅づくりが必要だというふうに考えておりますので、そういった必要性があるということは私も十二分に理解しております、今指定管理者も決定いたしましたので、その辺も含めて今検討中でございますので、そういったことをご理解いただければと思います。

また、議員からご指摘いただいた、この複合庁舎が入ってくるのも何もないということもございます。それと以前の佐藤議員の一般質問でしたか。町民憲章も港町に設置されているというものも場所的にどうなのかということもありますので、その辺も含めてこれから考えていきたいというふうに思っておりますので、そういうことをご理解いただければと思います。

○8番（山口明生君） 今、町長から前向きなお話聞きましたので大いに期待したいと思います。一つアイデアというか考え方として、昔お祭りってよく町内会で提灯とか出していたのです。あれは結構目を引いてあるだけでも賑やかなものなのですよ。セイコーマートの辺りからの国道沿いにでも少しそういった目立つ提灯でも花飾りみたいなものでも何でもいいですけど、たらこミ

ミュージアムなのでちょっとピンク色の何か工夫したものとかを飾って、「おっどうした、この町なんだ」という位の感じから入って、道の駅のところにはちょうどたらこミュージアムの看板が出てきて、150年広場というのがありますという感じの景観になるとなかなかいいのかなというふうには思うので、ぜひアイデアを出していただけていただければと思います。

次の質問いきます。ごみ収集のお知らせについてお聞きします。最近ペットボトルのごみ出し方法についてお知らせ放送で色々言われているのですが、洗浄したりラベルを剥がすというのが、業者の負担軽減になるからというような感じで報じられているのですが、できれば業者の負担になるという言い方ではなくて、例えばちょっと衛生的に問題があるとか、害虫が寄ってくるとか、言い方いろいろあると思うのです。町民がそうだよね、それは協力しなければいけないね、と思えるような放送にならないかなと。ちょっと今の放送だと、なぜ俺らが業者助けなければならぬのだと言わんばかりの放送になっていますので、アナウンスの仕方を考えた方がいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 私もよく放送聞いていますけれども、こういう聞き取り方をする人もいるのだなと思って。私は全然そういうことを考えていませんでしたけれども、私ども防災無線で流している今の原稿というのは、3年程前から実施して変わってないのです。その辺も含めて考えていかなければならないのかなと思いますので、前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（堀 清君） 最後に、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） 1件目、道の駅オープン後の歩行者の安全対策について伺います。

今日も町側の資料で道の駅オープンの際の道路との関係だとか図面で示していただきました。実際に改良された町道の様子を見ますと、通学路である歩道が極端に狭められていて、これで果たして小学生の登下校時の安全が確保されるのかという疑問を持ちました。これから冬期間になりますけれども、冬期の場合の除雪のあり方、それから登下校時の子供の歩道の利用の仕方、一体どういふふうにならぬかと変わっていくのか。極めて歩道と車道が接近して危ない状況が考えられます。

それで、まず一点目は、駐車場の車の暴走に対して歩行者を守れるかどうかという点です。駐車場はほとんどが開発局の分野なので、場外の暴走対策というものをハード面で対策をとるべきでないかというふうに思っています。それと、町側に対しては歩道の小学生の登下校時の安全対策を人的にもハードの面でも対策をとる必要があるのではないかということで感じたもので質問に挙げました。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、道の駅オープン後の歩行者の安全についてでございますけれども、道の駅事業の駐車場については開発局で整備していただきましたけれども、管理については町ということになりますので、そういった形で進めていかなければなりません。道の駅のオープン時あるいは大型連休期間中などは大勢の観光客が駐車場を利用することが予想されます。小学生については、敷地内側の歩道を通行するよう学校側から指導していただいております。学校の方とも打合せ済なのですけれども、学

校の方とはそういった了解を得ております。

また、必要とあれば入口・出口付近にドライバーに対する注意喚起の看板を設置して交通安全には十分留意してまいりたいというふうに考えております。オープン時あるいは大型連休時については、先程の堀澤議員の時にも答弁いたしましたけれども、安全性を確保するためには警備員の配置を考えていかなければならないかというふうに思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

**○5番（真貝政昭君）** P T Aとよく協議をして安全対策には万全を取っていただきたいと思うのです。それで、先程来他の議員の一般質問を聞いていて思いましたけれども、不特定多数の車が出入りするわけですから、どこを小学生が歩くかということは非常に重要なことで、先程防犯カメラの件で言っていましたけれども、駐車場内周辺は必要でないかというふうに思います。それと、学校保険関係ですけれども児童生徒の保険申請は学校側がするのです。その際、何が起きたかというのを事細かに申請書を書く必要がある。そのためには、やはり防犯カメラというのは必要でないかというふうに思っておりますので、ぜひともそこら辺も含めてP T Aで検討していければなというふうに思っています。どうでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 道の駅には防犯カメラを2基設置する形になってございます。道の駅の前の内側の歩道の通りは確認できるのかなと思っておりますので、通学時の事故ということであれば学校の学校安全会での対応になるということであれば、事情聴取等を子どもたちにすることになりますので、ある程度防犯カメラをきちっと設置した形で進めていきたいと思っております。実際に動いてみないと分からない部分もありますので、学校側と連携しながら安全対策を図ってまいりたいと思っておりますので、そういうことをご理解いただければと思います。

**○5番（真貝政昭君）** いずれにしても、抜かりなく万全な対応をとっていただきたいと思いません。

次に、福祉灯油助成について伺います。昨今、灯油の値段が季節に関係なく今年2024年1月から今まで見てきましたけれども、ほとんど変わりなく120円位で動いています。古平町でこの助成事業をスタートしたのは、調べていただきましたら2006年からでした。それで、その当時の基準は72円を超えたら1万円という助成事業のスタートでした。あれからもう20年近くなりますけれども金額は変わっていません。成田町長になってからは灯油値段関係なく福祉灯油1万円ということで動いていますけれども、この20年経って1万円が変わらないというのはもう変える時期ではないかというふうに思っています。当時72円を超えたらというのが今120円ですから、高齢者・年金生活者は非常に辟易している状態です。もう既に高齢世帯ですけれども、先月辺りで15万円を超えたとか悲鳴を上げています。どうでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 福祉灯油助成についてお答えいたします。

まず、福祉事業につきましては、北後志管内調べたところ、余市町は実施していないということでしたけれども、積丹町で1万2,000円、仁木町・赤井川村についても1万円という現状でした。同等の寒冷地状況で同等の金額だと思っておりますけれども、今年はまだ実施済ですのでこれを上げるという考えはないのですけれども、管内の状況を見ましたら1万円というのも本当に

少なくなってきたのかなというふうには思っております。例えば、決め方で灯油1000分の単価、今であれば120円であれば1万2,000円とかそういう決め方もいいのかなと思いますけれども、行政としては一律に考えていければいいのかなと思いますので、そういった形で上げるということを考えていかなければならない。確かに議員おっしゃるように、72円が今120円という形でございますので。私も前回の選挙の時に回った高齢者世帯では、灯油代を月賦で払って行って毎月毎月終わったら次の冬来るといふ嘆きの声も聞いていますので、それも含めて前向きに検討してまいりたいなというふうに思っております。

**○5番（真貝政昭君）** 前向きなご答弁だと思います。付け加えるならば、65歳以上の年金生活者ですから、国民年金の2006年当時の国民年金と現在の国民年金比べたらほとんど変わってないのです。ひどい政治が国政の段階で送られていると。高齢者・年金生活者は大変苦しい老後を強いられていると言っていると思います。それと、他の町村は実施しているところがあまりないだとか1万円というのがあまりないだとかというのではなくて、色々なことをやるのでも古平町は先進的な町ですから、ぜひともそこら辺は考えていただきたい。

それと、この金額で参考にしてほしいなと思うのは蘭越町です。蘭越町は平成30年で2万円と決めています。当時の条例を見ますと、灯油の値段の状況によって変えるというのを前提にして条例を作っているのです。今年は2万5,000円です。ぜひ、高齢者の、年金生活者の実態に沿って勘案してこれから検討していただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 確かに私ども調べた中では蘭越町2万5,000円、商工会の商品券での配布ということになってございますけれども、ずば抜けて蘭越町がいいのかなと思いますけれども、その辺も含めながら、これから財政的にどうなのか勘案しながら考えてまいりたいというふうに思っておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

**○5番（真貝政昭君）** 次に、古平川の河床の掘削について伺います。

平成22年に稲倉石方面で集中豪雨がありまして、古平大橋の上流の方から越流して沢江地区が水浸しになったという被害がありました。それから、浜町方面におきましては泉沢樋門に雨水が集中して押し寄せますのでそこで床上浸水なりが起きたと。それからBG側でも同じですね。こういう被害を経験してきた関係で、地域住民は今の古平川の河床の様子を非常に危惧しています。平成22年以降、北海道庁は15年かけて頭首工まで河床の掘削を進めて今年終わりますけれども、古平川から古平大橋上流・下流前後にかけて土砂のたまり具合が非常に多く水鳥の足が見える位に河床が上がっている。集中豪雨があつたら、浜一方面それから低湿地帯の旭町内から浜三町内にかけて非常に床下・床上浸水だとか心配されるという声があるのです。ご存知の方は、孵化場の近辺で以前は網をかけて鮭を捕獲した位深い状況だったのです。それが水鳥の足が見える位の状況になっているということで、町民のそういう不安を払拭するためにも、道庁に対して町側から強い要望を上げるべきでないかというふうに思っているのですが、どうでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 古平川河床の掘削についてでございますけれども、先日、この一般質問いただいて道の方に確認いたしました。そうしたら、河床掘削は予定していないとのことでしたので、これは強く要望してまいりたいというふうに思っております。私も見ていて確かにそうですよね。

この間、古平川から見たらシロサギがいたのですけれど足がもう見えるという状態でした。ただ、掘削するにしても漁組との関係もごさいます。掘削した場合、浅海の部分もありますのでその辺も含めながら、これから道の方と話し合いをしながら早急にやってもらうような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 今までも15年かけて掘削してきたわけですから、漁民の心配は避けられるのではないかというふうに思っています。町民の財産と命を守るという前提で考えていただければ納得できる問題だと思いますので、そこら辺は考えていただきたいなと思います。

次に、マイナ保険証導入に伴う医療機関などへの影響について伺います。歯医者さんを含めて全国保険医団体に加盟しているお医者さんたちは七、八割いらっしゃるそうです。この団体でアンケート調査をしまして、今回の政府が進めるマイナ保険証導入に伴ってDX化で保険診療の申請までオンラインで請求するようなことが義務化されたこと。それで、実際に今年の4月1日段階で設備投資が困難だということで廃業ラッシュが起き始めているのです。来年の春先までには、歯医者を含めて1万以上の医療機関が廃業するのではないかと全国保険医団体に予想していて、実際にそういうことが起きているそうです。地域医療などは、特に高齢のお医者さんだとか何とかやっている歯医者さんだとかが中心になって地域医療を支えているという状態ですので、これから新たな設備投資をして開業するというお医者さんも出てこないだろうし、極めて地域医療がこれからおかしくなるという心配を新聞各社が社説で取り上げているのです。それで伺いますけれども、古平町民は小樽を含めて、札幌周辺まで医療機関にかかっていますけれども、とりあえず小樽周辺まで含めてそういう動きがあるのかどうか非常に心配なので伺いたいと思います。

○町長（成田昭彦君） マイナ保険証を導入に伴う医療機関などへの影響についてでございますけれども、マイナ保険証については国の施策ですので医療機関への影響について物を申す立場にはございませんけれども、議員おっしゃるように新聞報道等である私の知識しかございませんけれども医療機関等の廃業ということでございますけれども、町としてはその辺は把握しておりません。増加した一因であるという記事、また導入したカードリーダーの不具合も多々発生していることは情報としては見ておりますけれども、多分道新だったと思いますけれども、マイナ保険証に係る関連設備の導入が高齢医師や小規模な診療所等を廃業が増加している一因であるという記事は読ませていただきました。マイナ保険証についての町の状況としては、海のまちクリニックで国の補助100%で実施しております。デュオ歯科、それから佐久間歯科でも導入しているというふうに伺っております。マイナ保険証による受診率というのは、12月までは8%程度でございましたけれども、12月に入ってから利用者がどんどん増えてきている状態でございます。そういった中にありましても、カードリーダーの不具合等は起きていないというふうに聞いております。マイナ保険証につきましては様々な不安要素や分かりづらい部分もあるため、行政報告でも申し上げましたけれども、窓口へ来庁される方や電話で問い合わせがあった場合には、丁寧に説明重ねていくよう担当職員には指示しているところでございます。

○5番（真貝政昭君） その動向については、これからも注視していただきたいなと思うのです。海のまちクリニックの方に聞いたら、今もう既に電子カルテを導入されていますけれども、導入し

た当時その費用は1,000万位かかったそうです。今は数百万くらいに下がっているみたいですが、更に、地域医療支えている高齢なお医者さんたちにとって面倒くさいのは、診療請求をオンラインで請求する、今まで紙でやっていたものがオンラインでやるだとか、それからマイナ保険証のトラブルに小規模診療所で対応しきれないということで、以前よりも三割位廃業のペースがもう既に起きているらしいです。ですから、これから古平町民の患者さんたちの医療環境というのは極めて不安な状況に入っていくのではないかというふうに思います。また、マイナ保険証の導入に関して針灸だとかの治療院がこの際廃業という動きもあるそうです。そこら辺もぜひ注目していただきたいなと思います。

次、伺います。現職町議個人ビラの町内会の回覧利用についてです。びっくりしましたね。沢江町内会は、元選管事務局を経験された方ですので明らかにお断りするべき案件ということで即答されて流石だというふうに思いました。町内会は、ご存知のように憲法で思想信条の自由ということで、こういう町内会の組織を政治的・宗教的に利用しては駄目ですよというのが社会常識として数十年来たのですけれども、なぜこんなことが起きたのかということが問題なのです。私の主張・質問の趣旨は再発防止です。再発防止策をどういうふうにとるかということなのですが、個人チラシは二回私の住んでいる町内会でも回りました。一回目は役場の情報と一緒に回覧で、二回目は役場の広報ふるびらの中に入ってきました。これは由々しき問題だということで他の町内からも電話をいただきました。選挙管理委員会事務局に直接関わる案件です。これは、ひょっとしたら議員バッジを外さなければならないような時代ですよ。こういうことが起こってしまったのでこれを防がなければならない。一回目は窓口である町内会も迂闊に回してしまったというのがありますけれども、なぜ慎重を期さなければならない議員が調べなかったのかということが問題です。町内会回覧というのは防犯協会の予算で各町内会に配布されていますけれども、回覧板の費用というのは町民からの浄財と町からの税金で買われたものなのです。だから、一個人だとか一宗教団体に利用されるような性質のものではないのです。公共的な役場・警察・教育委員会・農業委員会、各行政機関の全町民に公平・公正に情報が伝わるように用意されたものなのです。これを利用してしまったということで、多くの方が恥ずかしい事態になっているというふうに声を寄せています。再発防止をするためには、他の自治体がやっているように、まずはホームページでこういうことをやっていけませんということを優しく知らせる必要があると。当たり前のことなのですけれども、他の自治体でもやっています。古平町はあまりにも当たり前のことなのでホームページにも載せないで来ましたけれども、こういうことが起きてしまったのでホームページでそういうことを紹介すべきだと。もう一つは、ホームページを見られない人がたくさんいますから、そのホームページで流すものを紙にしたためて町内会回覧で一回回すべきだと。これで、今後二度とこういうことが起きないようにすべきだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、私の方から選挙管理委員会の委員長から委任された選管の事務局長の立場で回答させていただきます。今議員おっしゃった、町内会の回覧の再発防止策は行政側の話ということで、選管の事務局長として今回発言させていただきます。今回の件につきましては、まず、結論から申し上げますと選管として何らかの措置を取る案件ではないと考えてございます。

その理由でございますが、議員おっしゃるように、町内会は政治的に中立であることが望ましいと言われております。その一方で、町内会は任意の加入団体であるため特定の政治家の応援も町内会のために有益であると考えられる場合はなされても構わないというようにも言われてございます。今言った2つの点につきましては、法律で明確に規定されているものではございません。私たち選挙管理委員会が参考にして参考図書・参考文献に書かれていることでございます。ですから、町内会を通して配布した今回の回覧につきましては、法律的に縛られるものではないため今回の案件は選挙管理委員会で何らかの措置を取るものではないと考えてございます。

**○5番（真貝政昭君）** 今回の事態は、役場がしっかりしていないからこういうことになったのだという声がずいぶんあるのです。届いてないですか。役場の方には町民からの声は届かないのですか。私の方にはずいぶんときますよ。役場がしっかりしていればこういうことは起きないのだと。残念なのが、防犯協会の会長が代々町内会連合会の会長なのです。同じ議員でしょう。だから、なあなあになるのです。こういうことが選管としてできないのであれば、行政機関として古平町が関わっているわけだから、本来は回覧板で回すものは公的なもの・準公的なものと共通認識として町民は思っているのです。それが崩れてしまった原因の一つに、今町内会は役員になってくれる方がいない状況が増えていて崩壊状態に近づいているということなのです。全体的に統制が取れていない時に役場が黙っていていいのかということなのです。だから重ねて言いますけれども、選管でもいいです。役場でもいいです。注意喚起ということでそれ位はやれるのではないのでしょうか。

**○町長（成田昭彦君）** 先程、選管の事務局長からもお話ありましたけれども、町内会による特定の政治家がそういったことを行うことは法律的には禁止されていないという現状であります。議員からは、私どもの方にそういった相談に来たのも事実でございますけれども、その中では行政としては回せませんと。ただ、町内会ごとに本人が回っていただいて町内会長が受けるということであれば、それは別段私どもの守備範囲でもなく出る幕もございませんので、町内会の方を回って理解してもらえるのであれば、そうした方法もありますよということはお伝えいたしました。ただ、町内会の方も金曜日に役場の回覧を一斉に回すのですけれども、その時の回覧と一緒にその中に含めて回したことで、役場で回したという誤解を招いたということもございまして、役場の方にはそういった苦情は私のもとには来てございませんけれども、行政としても町内会は会長が認めるのであれば、それは別段行政としては問題ないからということはお答えしてございます。

**○5番（真貝政昭君）** 残念ですね。町民からは、なぜこんなものが入っているのというのを役場に電話をした方から直接話を聞きました。役場は関係していませんというお答えだったそうです。だから役場はアンテナがちょっと感度が鈍いです。こういうのは敏感に対処すべきです。他の自治体のホームページを見たら、詳しく書かないまでもこういうのは避けるべきということを役場なり選管なりで出しているのです。ぜひ古平でもホームページにこういうことをしたら議員バッチ外す位になりますよという一文を書けば、皆注目してやらなくなりますから。今回の場合は一度ならず二度でしょう。それも二度目は広報ふるびらに入っているのです。これは、役場と一体ですから捨てておけないはずなのです。こういう事態になるのだということ肝に銘じて何らかのアクションを起こして二度と起こらないようにする。これが曖昧にすると違う方がまた今度出てきますよ。ぜ

ひ、そういうふうにならないように対応をお願いしたい。終わります。

○議長（堀 清君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時26分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま意見案第8号が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号を日程に追加することに決定しました。

◎追加日程第1 意見案第8号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、意見案第8号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第8号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第22、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第23、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第24、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、

本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第26 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長(堀 清君) 日程第26、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(堀 清君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の会議を閉じます。

令和6年第4回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 3時35分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員